

真岡市
地域福祉計画
地域福祉活動計画



平成24年10月

真岡市
真岡市社会福祉協議会

はじめに

「地域福祉」とは、住民の社会福祉に関する活動への積極的な参加のもと、地方公共団体による施策の実施、福祉サービス事業者による事業の実施、ボランティア団体による福祉活動の実施といった自助（市民一人一人の努力）、共助（市民同士の相互扶助）、公助（公的な制度）の連携によって、地域の様々な生活課題に取り組み、行政による福祉施策の充実とともに市民主体の具体的な活動を展開していくものです。



本市においても地震災害や竜巻災害により多くの被害が発生し、年々増え続ける、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯等、地域において支援が必要な人を支えるための体制作りも、ますます重要になってきています。

本計画の基本理念である「思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり」を目指し、市民の皆様とともに各種施策を実施してまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりご意見をいただきました、真岡市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ関係各位に心から感謝申し上げますとともに、地域福祉社会の実現に向けた、より一層のご活躍をご期待申し上げます。

平成24年10月

真岡市長 井田 隆一

「真岡市地域福祉活動計画」の策定にあたって

近年、急速に進む少子高齢化社会や経済情勢の変化、さらに近隣関係の希薄化等により、家庭や近隣社会のあり方が大きく変化し、従来の福祉問題に加え、孤独や虐待など地域の中で新たな福祉課題が深刻化してきております。これらの問題解決には、公的施策の整備はもとより、改めて地域社会における人と人との「つながり」の再構築、強化が必要であり、市民の多様化・複雑化した福祉ニーズを的確にとらえ、効率的かつ効果的な福祉の充実に向けた事業を展開していかなければなりません。



この地域福祉活動計画は、真岡市が策定する地域福祉計画で定めた施策の方向性・理念の具体的な実現に向けて、真岡市社会福祉協議会が主体となって、地域住民や地域で福祉活動を行う組織、社会福祉事業者等が相互に協力して策定する地域福祉を目的とした民間の活動・行動計画であり、「思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり」を基本理念として掲げ、市民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心していきいきと暮らすことができる地域社会の実現に向け、市民や多くの関係機関がそれぞれの特性を生かし、お互いに協働し合うことによって今後の地域福祉を推進していくために策定いたしました。

結びに、この計画の策定にあたり実施しました住民懇談会、アンケート調査にご協力いただきました皆様をはじめ、また、貴重なご意見やご提案をいただきました地域福祉活動計画策定委員、作業委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成24年10月

社会福祉法人 真岡市社会福祉協議会 会長 伊藤 芳夫

目次

総論

第1章 計画の概要	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景	3
3 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の趣旨と位置づけ	4
(1) 地域福祉計画	4
(2) 地域福祉活動計画	6
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画	7
4 計画の期間	7
5 計画の策定手法	8
(1) 計画の策定体制	8
(2) 住民懇談会の開催	9
(3) 地域福祉に関する市民意識調査の実施	9
第2章 市民参加による計画づくり	10
1 住民懇談会で話われた課題等	10
2 アンケートによる市民意識調査からみえる課題	14
第3章 真岡市の現状と課題	26
1 真岡市の統計からみえる現状	26
(1) 人口の減少と少子化・高齢化の進行	26
(2) 人口動態の状況	27
(3) 障がい者手帳所持者数の推移	28
(4) 要介護等認定者数の推移	29
(5) 日常的な関わりの必要性のある人の増加	29
2 真岡市の地域福祉をめぐる現状と課題	31
(1) 今後求められる地域福祉のあり方	31
(2) 子ども・子育ての支援	32

(3) 障がい者の自立と社会参加の支援.....	33
(4) 高齢者の自立と社会参加の支援.....	34
3 真岡市社会福祉協議会.....	35
(1) 真岡市社会福祉協議会の概要.....	35
(2) 平成 23 年度活動内容.....	36
4 関係団体の状況.....	37
(1) 民生委員・児童委員協議会.....	37
(2) 自治会.....	38
(3) 地域公民館.....	38
(4) 子ども会育成会.....	38
(5) 老人クラブ.....	38
(6) 市民活動団体（ボランティア、NPO）.....	39
第 4 章 計画の基本的な考え方.....	40
1 圏域の考え方.....	40
2 基本理念.....	41
3 基本目標.....	42

各 論

第 1 章 施策の体系.....	47
第 2 章 施策の展開.....	48
基本目標 1 共に助け合い、支え合えるまち.....	48
(1) 支え合いの仕組みづくり.....	48
(2) 福祉意識の向上のための取組み.....	51
(3) 福祉活動を担う人材の育成.....	54
基本目標 2 充実した福祉サービスのあるまち.....	57
(1) 地域福祉ネットワークの構築.....	57
(2) 地域における福祉サービスの充実.....	60
(3) 相談体制と情報提供の充実.....	63

(4) 福祉サービスの質的向上	66
基本目標3 安全で安心して暮らし続けるまち	68
(1) 暮らしやすい住環境の整備	68
(2) 安心して暮らせる環境の整備	70
(3) 市民一人一人の人権の尊重	72
第3章 地域福祉の推進体制等	74
1 連携体制の強化	74
2 相談支援体制の強化	75
3 計画の進捗及び評価	76
(1) 計画の公表	76
(2) 計画の進捗及び評価	76

資料編

1 策定の経緯	77
2 各種委員会設置要綱等	79
(1) 真岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱	79
(2) 真岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	81
(3) 真岡市地域福祉計画庁内検討委員会設置規程	85
3 住民懇談会参加者名簿	87

真岡市地域福祉計画・真岡市地域福祉活動計画



総論

【 総論】では、地域福祉をめぐる背景やこの計画の性質、市における現状等について示します。

第1章 計画の概要

1 地域福祉とは

社会福祉基礎構造改革

平成11年6月に当時の厚生省より「社会福祉基礎構造改革について」として社会福祉事業法等改正法案大綱骨子が示されました。

この改革は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しを行うものでした。

この改革の理念は、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支える」という社会福祉の理念に基づいて推進する」としています。また、以下のような具体的な方向性が掲げられました。

- ・個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立
- ・質の高い福祉サービスの拡充
- ・地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

社会福祉事業法の改正

社会福祉基礎構造改革の方向性を受け、平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、この法の目的の一つとして「**地域福祉の推進**」が基本理念として掲げられました。

(社会福祉法(平成12年6月改正)より抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会において、社会福祉の理念は、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援すること」と考えられています。

地域福祉とは

社会福祉の理念に掲げられる、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援する」地域社会を実現するためには、様々な地域の生活課題に対して、

市民一人一人の努力（自助）

市民同士の相互扶助（共助） の連携により解決していくことが必要です。

公的な制度（公助）

つまり、地域福祉とは、行政によるサービスだけでなく、自助・共助等それぞれの互いの努力をもとに福祉機能を充実させ、地域相互の協力関係を再構築し、行政による福祉施策の充実とともに市民主体の様々な活動を地域で展開することが必要であるという考え方です。

（社会福祉法（平成12年6月改正）より抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 計画策定の背景

近年、全国的にみられる地域社会の状況として、かつての伝統的な家庭や地域で互いに支え合う機能が弱まり、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会の構造そのものが変わりつつあり、少子高齢社会の到来をはじめとして、成長型社会の終焉、産業の空洞化、近年の深刻な経済不況等により、高齢者や障がい者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況に置かれています。

また、青少年や中年層においても、生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、引きこもりなど新たな社会問題を引き起こしています。

さらに、近年の風水害や地震災害に見られるように、犠牲者の多くは高齢者や障がい者など災害による避難時に支援が必要となる災害時要援護者が占めています。

こうした、社会や地域の状況の変化、個々がかかえる様々な問題により、今後、地域福祉に対するニーズは増大・多様化していくことが予測されます。

様々な地域の課題

核家族化、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加
(家庭の福祉力等相互扶助機能の低下)

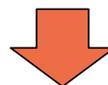
地域住民相互の社会的なつながりの希薄化

少子化・高齢化、成長型社会の終焉、産業の空洞化、
長引く経済不況等

年金・医療・介護・障害福祉等
(社会福祉財政の増大)

生活不安とストレスの増大、自殺やホームレス、
家庭内暴力、虐待、引きこもりなど新たな社会問題

福祉は行政が行う
福祉は特定の人の問題 等



様々な問題を解決するには・・・

行政の福祉施策の充実とともに、
市民主体の活動(受け身から推進役への
転換)が必要

3 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の趣旨と位置づけ

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、平成12年6月に改正された社会福祉法により定められた「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、市の総合計画を上位計画とし、その地域福祉に関する事項を具体化するものです。また、国より平成19年に通知された「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」においては、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び要援護者の日常的な見守り活動や緊急時の役割分担と連絡体制等について、さらに平成22年に通知された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」においては、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応内容を「市町村地域福祉計画」に盛り込むこととされています。

市では、現在推進している保健福祉に関する各計画と整合性を図り、共通の理念に基づき、市民と多くの関係機関との協働により、市民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くこと、即ち、地域福祉の推進の指針として「真岡市地域福祉計画」を策定するものです。

(社会福祉法(平成12年6月改正)より抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

平成 19 年国通知関係規定 社援発第 0810001 号

「市町村地域福祉計画の策定について」(抜粋)

「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

1. 要援護者の把握に関する事項

要援護者の把握方法

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要援護者情報を日頃から把握しておくための方法や、把握した情報の集約と適切な管理の方法について具体的に明記する。

2. 要援護者情報の共有に関する事項

(1) 関係機関間の情報共有方法

1の方法により把握された要援護者情報の共有については、「要援護者支援に係る実施通知」において、要援護者情報を民生委員児童委員等の関係機関と共有する方式として、以下が示されているので、これらを参考に、その共有方式を明記するとともに、当該方式に基づく具体的な関係機関間の情報共有方法について明記する。

(2) 情報の更新

定期的に要援護者名簿の見直しを行うなど要援護者情報更新のための具体的方法を明記する。

3. 要援護者の支援に関する事項

(1) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策

自治会・町内会の福祉委員や民生委員児童委員による訪問活動、社会福祉協議会等によるいきいきサロン活動や要援護者マップづくり等、要援護者に対する近隣住民等による日常的な見守り活動や助け合い関係づくりを推進する方策について、具体的に明記する。

(2) 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

要援護者の安否確認情報を集約する市町村の連絡担当者を明確にする等、民生委員児童委員、近隣住民等活動者や事業者等が要援護者の異変を発見した場合や、災害時など緊急対応が発生した場合の安否確認情報が各市町村の担当部局に円滑に報告されるための役割分担と連絡体制について具体的に明記する。

併せて、病気その他により民生委員児童委員、近隣住民等活動者が一時的に活動できない場合や連絡が取れない場合に、代替者が安否確認を行う体制についても具体的に明記する。

平成 22 年国通知関係規定 社援地発第 0813 第 1 号

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」(抜粋)

1. 市町村地域福祉計画の策定等について

(1) 略

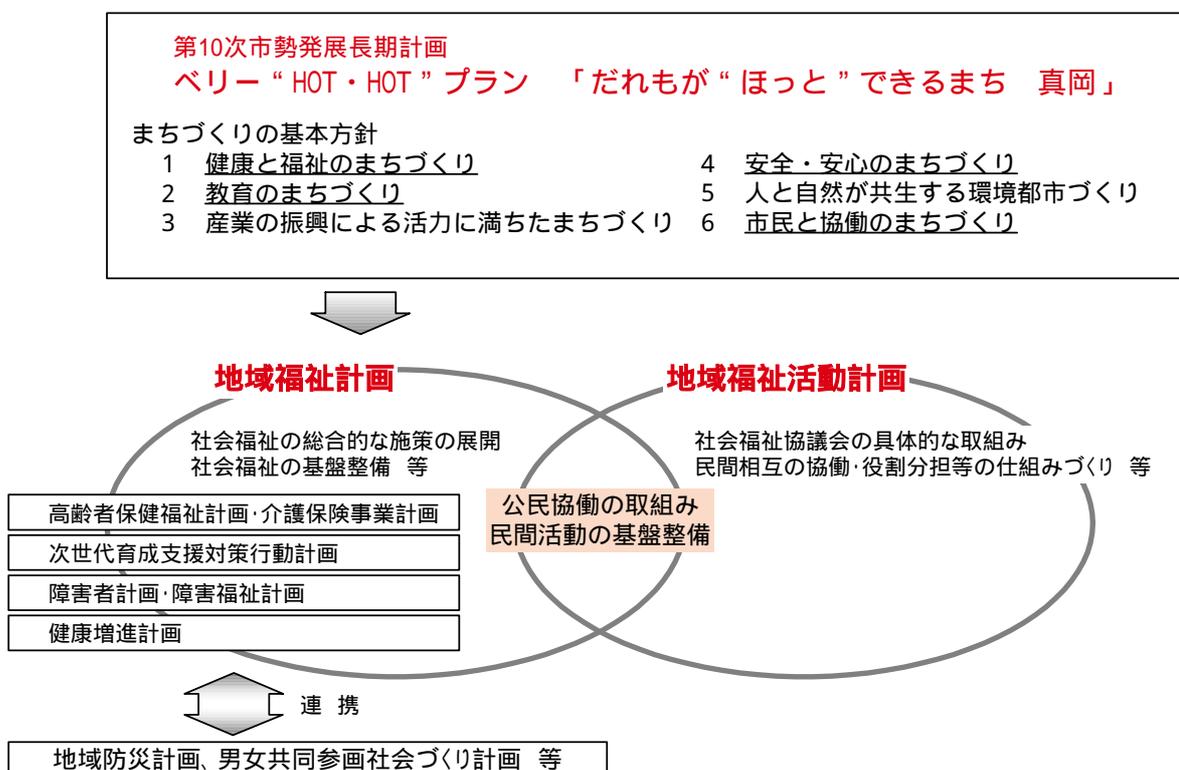
(2) 市町村地域福祉計画を策定済みの市町村について

既に市町村地域福祉計画を策定済みの市町村については、当該計画の内容について、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかけをお願いします。

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が主体となって、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を営営するもの等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

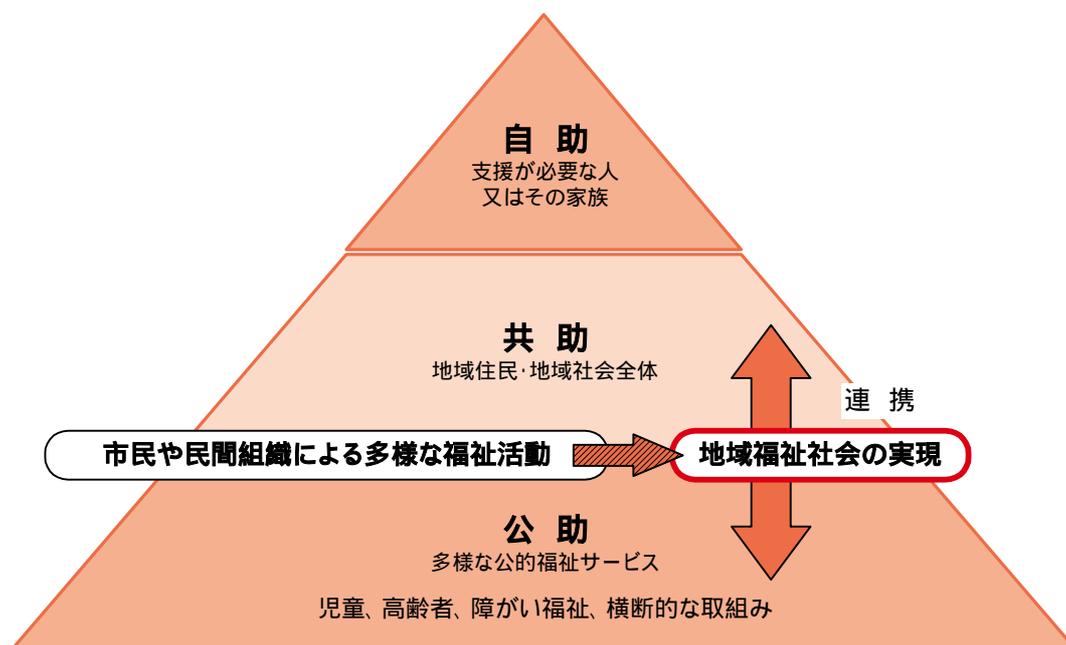
地域福祉計画が行政計画として、また地域福祉活動計画は市民活動計画として、地域で一体となり地域福祉を展開するものであると考えると、両計画は「車の両輪」となる計画といえます。「地域福祉計画」に「地域福祉活動計画」の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携することが重要です。



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、地域住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動、行政等による公的な福祉サービスが一体となり、包括的に支援していく仕組みづくりが必要です。

このため、本市では行政の地域福祉に係る具体的な方向性や施策を示す「地域福祉計画」と地域住民や地域福祉に関わる住民組織などが実践する具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、自助・共助・公助の連携体制の充実を目指し、地域において支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくり“地域福祉社会の実現”を進めます。



4 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や法制度の変更等により必要に応じて見直しをします。

5 計画の策定手法

地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である真岡市が、地域福祉推進の主体である真岡市社会福祉協議会及び市民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題（生活課題）とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とします。

また、地域福祉活動計画は、真岡市社会福祉協議会が、地域福祉計画で定めた政策の方向性や体制づくりを、地域において具体的な活動へと展開するための民間の活動・行動を定めた内容とします。

このため、地域福祉推進の主体である市民等がこの計画の策定に参加し意見を述べるとともに、市民自らが地域福祉の担い手であることの重要性を認識する機会を設けました。

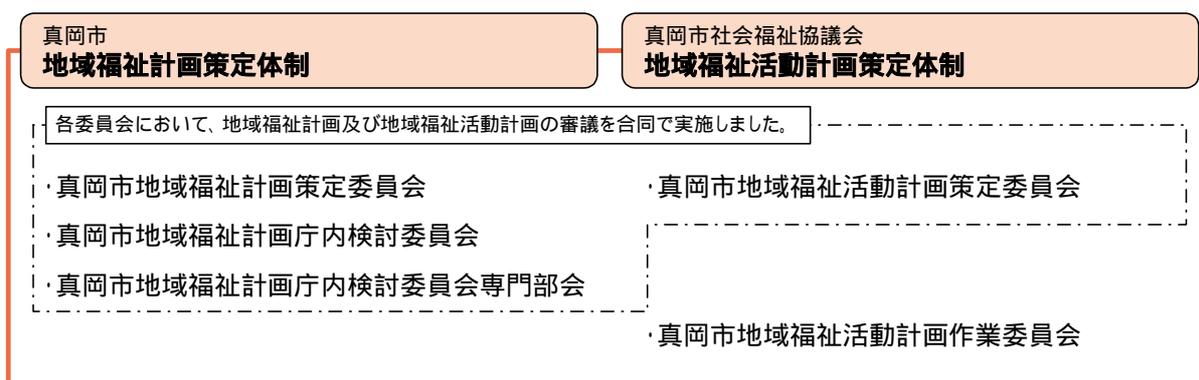
また、これらの計画は、現在市において策定されている高齢者や障がい者、児童などに関する各種計画との整合性及び連携を図る必要があるため全庁的な体制で計画策定に取り組みました。

（1）計画の策定体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定体制は、市民の代表や学識経験者、関係機関・団体等からなる真岡市地域福祉計画策定委員会及び真岡市地域福祉活動計画策定委員会を合同で開催し、計画策定の検討・協議を行いました。

また、真岡市庁内の組織からなる真岡市地域福祉計画庁内検討委員会及び真岡市地域福祉計画庁内検討委員会専門部会においては、地域福祉計画だけでなく、地域福祉活動計画の具体的内容について一体的に審議しました。

さらに、地域福祉活動計画では作業委員会を設置し、活動の具体的な方向性について詳細な検討を行いました。



(2) 住民懇談会の開催

地域住民が自ら考え、話し合うことで、地域の課題やその解決策、地域の特性を明確にし、真岡市地域福祉計画及び真岡市地域福祉活動計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、住民懇談会を開催しました。

(3) 地域福祉に関する市民意識調査の実施

地域福祉に関する市民の意識や要望・意見等を把握し、真岡市地域福祉計画及び真岡市地域福祉活動計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、地域福祉に関する市民意識調査を実施しました。

市民参加による計画づくり

真岡市における福祉課題の抽出、解決策などのアイデア

住民懇談会・意識調査の活用

真岡市の地域福祉で目指す姿（ビジョンの設定）
各福祉分野、横断的分野での具体的な取組みの検討
推進体制の具体化 等

策定委員会の活用



写真：真岡市住民懇談会 開催状況

第2章 市民参加による計画づくり

1 住民懇談会で話われた課題等

住民参加による計画策定の必要性

地域福祉計画・地域福祉活動計画をより具体的なものにするためには、地域住民自らが抱える生活課題や福祉課題、地域における身近な問題を明らかにするためには、そこで暮らす市民の視点が大切となります。こうした個人や地域の課題について市民同士が議論し、課題やニーズを共有し、課題解決の方法等を地域の力で見出すことが地域福祉推進のためには必要です。

そこで、市では「真岡市地域福祉計画に関する住民懇談会」を開催し、市内5地区それぞれの地域の課題等について市民同士が話し合いました。

- ・開催時期：平成22年11月～12月
- ・地区：真岡地区、山前地区、大内地区、中村地区、二宮地区
- ・参加対象：市内在住で市内各種団体から推薦を受けた市民
- ・参加延人数：117人

『住民懇談会で話し合われた内容』

地域の課題について

- (1) 近所付き合いや住民同士のまとまりについての課題
- (2) 子どもが身近な地域で安心して日常生活を送るうえでの課題
- (3) 高齢者が身近な地域で安心して日常生活を送るうえでの課題
- (4) 障がい児や障がい者が身近な地域で安心して日常生活を送るうえでの課題
- (5) 身近な地域で安心して日常生活を送るための要望

地域の特徴・資源について

- ・他の地域と比べ特徴と思われること
- ・地域の資源について思うこと

(1) 近所付き合いや住民同士のまとまりについての課題

以下の課題や解決策等のアイデアは、住民懇談会で出された意見を要約したものです。

- ・近隣住民と顔を合わせる機会が少なく、同時に近所づきあいが希薄になってきている。
- ・どんど焼きなど、伝統行事への参加意識も低下する等、存続できなくなっている。
- ・「あいさつ」ができればそれをきっかけに、町内会等の付き合いもでてくると思われる。
- ・地域への関心がない人は多く、町内会の行事等に参加する人たちは、いつも同じ顔ぶれのようなようである。
- ・区民全体で行政区への加入促進を行っているが、未加入者が後を絶たない。 等

解決策等のアイデア

- ・地域のまとまりを考えた意識を持って役員を務めるよう、きちんとした意識付けをする。
- ・町会の運動会や祭りなどの地域の行事は、家族ぐるみで参加するよう促し参加意識を高め、地域のイベントを活発化させる。
- ・子ども会育成会を活用し、子ども同士のつながりをうまく使う。
- ・楽しみが地域に作られるとよい。そのためには、地域のリーダーが必要。
- ・外国人にも分かりやすい自治会加入促進のパンフレットを作成する。 等

(2) 子どもが身近な地域で安心して日常生活を送るうえでの課題

- ・少子化に伴い、子どもを中心とした活動が困難になっているところがある。
- ・自治会の中で子ども会育成会の存在を重要な位置づけと考え、地域と切り離さず、これからの子育てを自治会の中で考えるべきである。
- ・地域で遊ぶ子どもが少なくなっており、子ども同士の遊びを通じた仲間意識や規範意識が作れなくなっている。
- ・家庭の養育機能が低下し、子育てに不安を感じている親が増加しており、子育てを支援する体制づくりが必要になってきている。
- ・親の教育や地域社会の教育が大切である。 等

解決策等のアイデア

- ・子どもが中心となるような事業（お囃子など）を積極的に行い、子どもに参加意欲を持たせる。
- ・子ども会育成会にも何かの役割を持たせることで、子ども会育成会の存在を重視することへとつながると思う。
- ・同世代の親たちの交流やお年寄りの助言を取り入れられる仕組みをつくることで、一人っ子、一人親家庭の増加による子育ての不安を解消する。
- ・家庭を中心として、大人が社会のルールをきちんと守っていくことで、地域の子どもを育てていくことにつなげていく。 等

(3) 高齢者が身近な地域で安心して日常生活を送るうえでの課題

- ・高齢者に対する地域としての生活支援（福祉活動）等、関わり方、関係機関との連携はどうするか。
- ・高齢者同士の身近な地域での交流が少なく、顔は知っているが会話がな。敬老会、新年会等のほか、簡単な「集いの場」を増やしたいのが一つの課題である。
- ・自治会に入っていない人など、どんな人が、どのような状態で暮らしているのか、高齢者の実態把握は必要である。
- ・高齢者のみの世帯が増え、体が弱い、話し相手がいない、孤独で淋しいなどの問題が出てきている。
- ・高齢化のため複数の傷病を抱えている患者が多くなると思われるため、総合病院等の医療の充実、緊急時のサポート体制づくりが望まれる。
- ・自動車の運転ができない高齢者等の移動手段の確保が課題である。 等

解決策等のアイデア

- ・行政のバックアップを得ながら、ボランティア組織を確立し、高齢者の生活支援を行う。
- ・お茶のみサロンを実施する。
- ・高齢者のみ世帯（一人暮らし含む）に対し、老人クラブ、民生委員、子ども会育成会が友愛訪問を行う。
- ・医療の充実、移動手段の確保は行政で対応してほしい。 等

(4) 障がい児や障がい者が身近な地域で安心して日常生活を送るうえでの課題

- ・まさしく、地域社会が障がい者に対して、理解してほしい。本人が隠すことなく生活できれば、楽になれると思うが...
- ・小学校低学年の頃からふれあいを通して、差別や偏見の解消を図る。また、理解促進のための啓発などを行う必要がある。
- ・公共施設のバリアフリー化が進んでいない。 等

解決策等のアイデア

- ・家族会の存在をオープンにしてアピールすることにより、精神的に救われることもある。
- ・低学年の頃から障がい者と交流できる機会を設ける。
- ・バリアフリー化とともに、災害時の避難所として、小中学校や改善センターだけでなく、地域公民館を指定できないものか行政に要望する。
- ・地域の中で、どこに障がい者がいるのか情報が少ないため、行政からの情報提供が必要である。そこから、地域行事への参加など、つながりができて広がっていく。 等

(5) 身近な地域で安心して日常生活を送るための要望

- ・元気な高齢者の家庭が病弱な家庭に変動したとき、交通機関のないところで、頼れる子どもや親族等が近くにいないと不安である。
- ・自動車、自転車、歩行者が安全に通行できる道路の整備が必要だと思う。
- ・街灯が整備されてなく夜間が危険である。
- ・病院や商店が近くにないため、車のない人は大変困っている。 等

解決策等のアイデア

- ・行政のバックアップを得ながら、ボランティア組織を確立し、高齢者の生活支援を行う。
- ・巡回バスを運行する。
- ・安全な通行空間の確保は行政で対応してほしい。 等

2 アンケートによる市民意識調査からみえる課題

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に先立ち、地域福祉に関する市民の意識や要望・意見等を把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的として市民意識調査を実施しました。

『真岡市の地域福祉に関する市民意識調査』の概要

- ・調査対象地域：真岡市全域
- ・調査対象者：市内在住の18歳以上の男女3,000名
- ・調査形式：無作為抽出によるアンケート調査
- ・調査時期：平成22年10月

調査項目

- (1) 回答者属性
- (2) 地域との関わりについて
- (3) 近所との関わりについて
- (4) 地域福祉に対する考えについて
- (5) 福祉サービスに対する意識について
- (6) 民生委員・児童委員や社会福祉協議会について
- (7) ボランティア活動や福祉教育について
- (8) 今後の行政運営について

回収結果

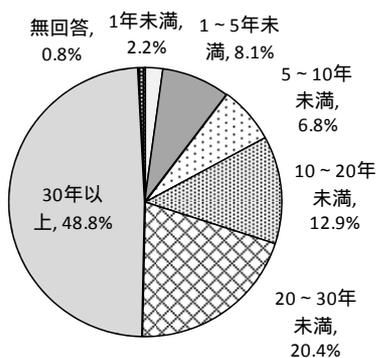
区 分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
18歳以上から70歳以上の男女	3,000	2,082	69.4%



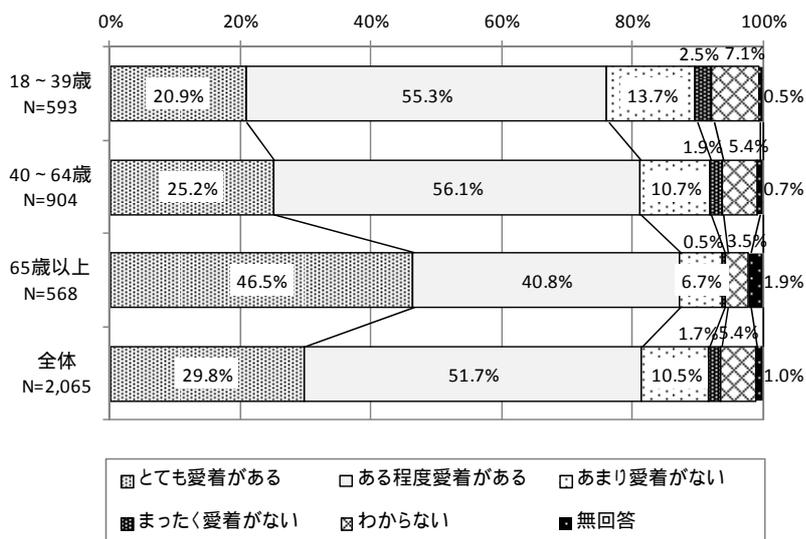
地域における連帯感

回答者の居住年数は30年以上が約5割と高くなっています。地域への愛着感や近所との付き合いの程度を年代別にみると、年代が上がるほど愛着感や付き合いの程度が増すことが分かります。

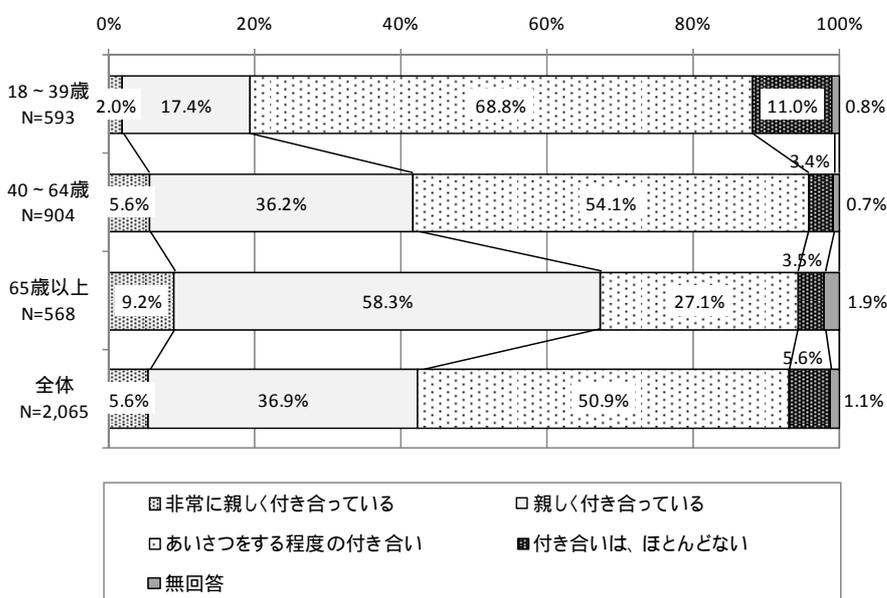
居住年数



地域への愛着感



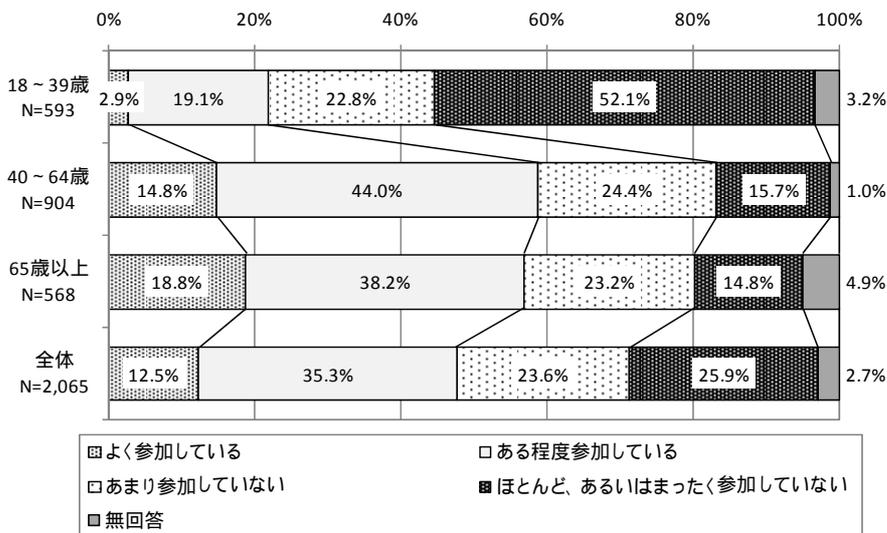
近所との付き合いの程度



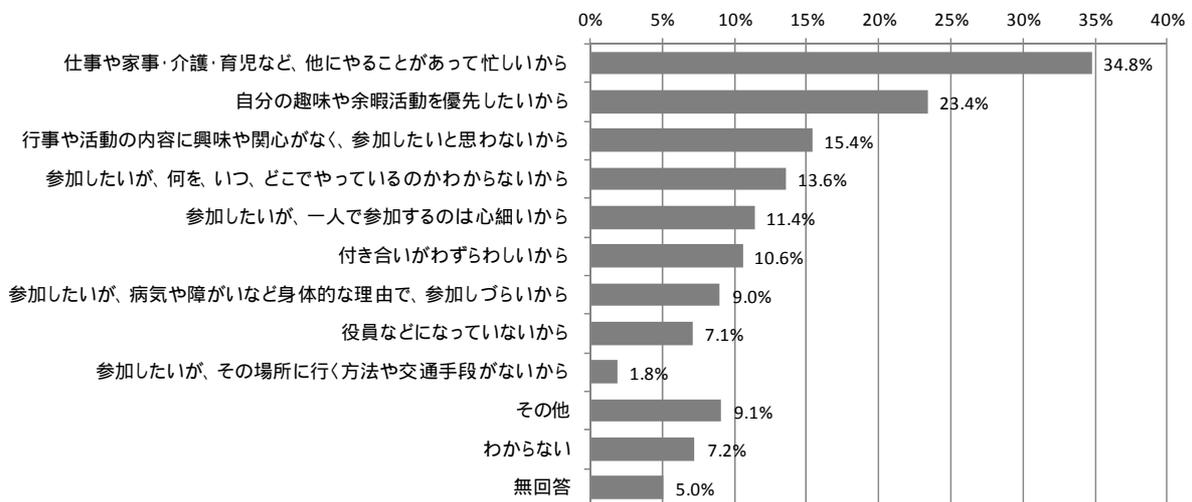
また、区、町会等の活動の参加状況においても同様の傾向が伺え、年代が上がるほど参加している割合が高くなっています。

さらに、区、町会等の活動に参加していない理由では、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあり忙しいから」、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」などが高い割合となっています。

区、町会等の活動への参加



区、町会等の活動に参加していない理由



『課題や地域福祉に必要なこと』

- ・地域への愛着や近所付き合いを深めることは、共助などの地域福祉社会を創り出す第一歩となります。
- ・区、町会等の活動への参加について年代層に偏りがあると、区、町会等の活動内容や役員・参加者の固定化を招きます。

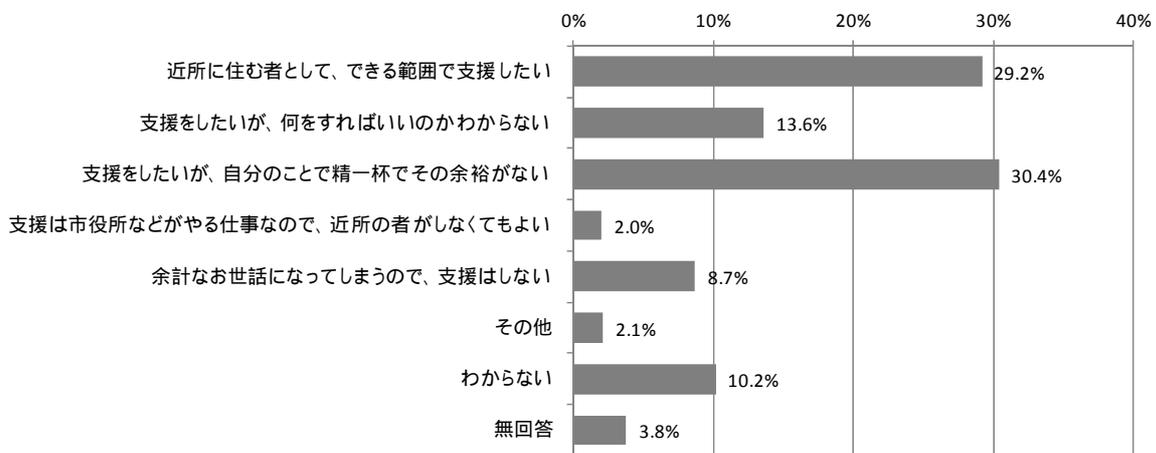
地域における支え合い

一人暮らし高齢者、介護をしている家族、子育て中の家族など、何らかの支援を必要としている方への日常生活上の手助けについての考え方は、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が約3割と高くなっている一方で、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」も同様に高くなっています。

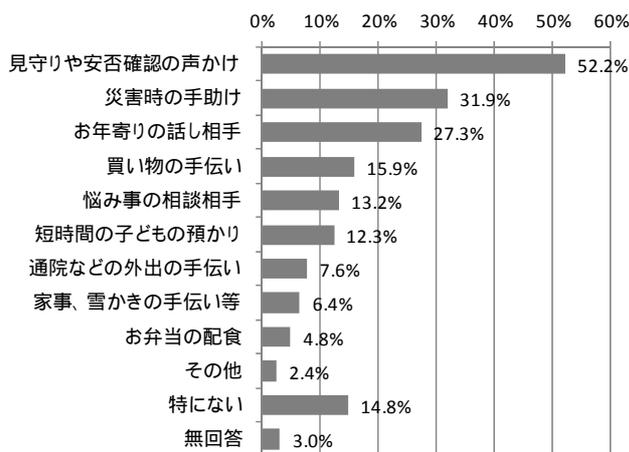
日常生活上の手助けの方法としては、「見守りや安否確認の声かけ」「災害時の手助け」がいずれも3割を超え高くなっています。

地域社会で起こるさまざまな生活問題に対して、市民相互の自主的な協力関係が必要かについては、「協力関係は必要だと思う」が8割程度と高くなっています。

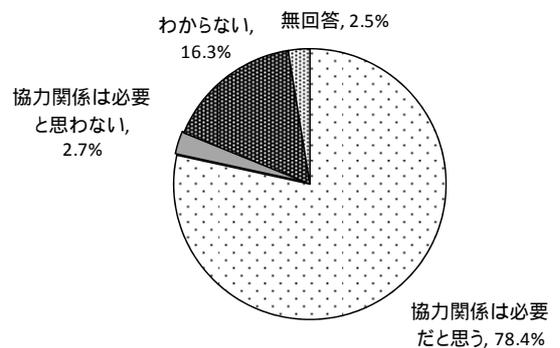
支援を必要としている方への支援



手助けの方法

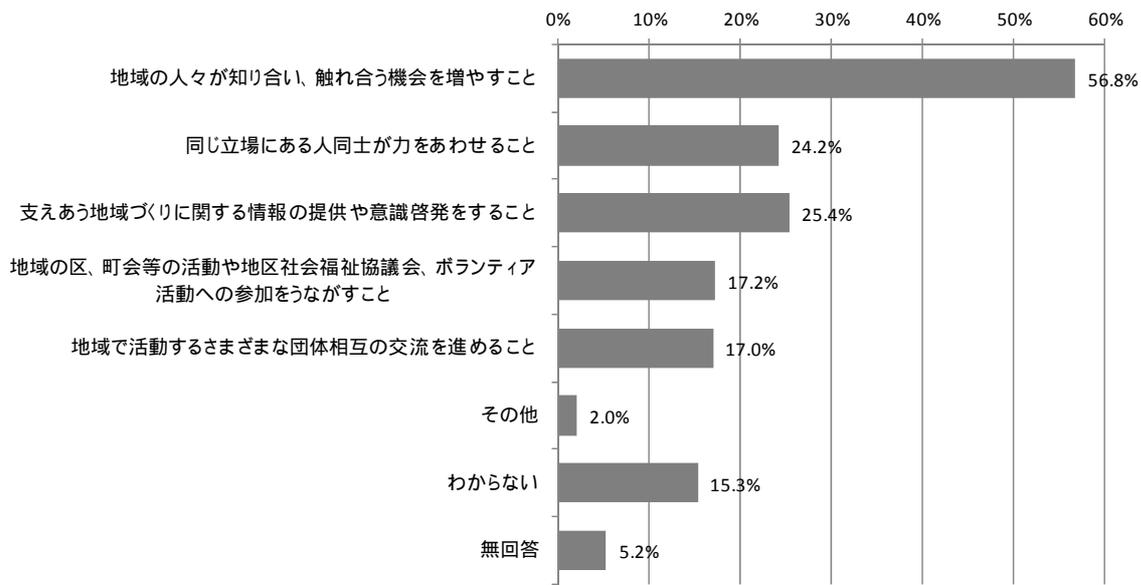


市民相互の自主的な協力関係の必要性



市民同士がともに支え合う地域づくりを進めるためには、どのようなことを行う必要があるかについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が5割を超え最も高く、「同じ立場にある人同士が力を合わせること」「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」についても2割を超え比較的高くなっています。

市民同士がともに支え合う地域づくりを進めるためには



『課題や地域福祉に必要なこと』

- ・ 地域福祉活動を活性化するには、地域の人々が知り合い、触れ合うことのできる場の提供が求められています。そうした触れ合いを通じ、市民一人一人が自分自身の不安や悩みを打ち明け、話し合い、共有することで、地域全体の福祉意識の向上を図ることが必要になっています。地域の課題を市民同士のふれあい・助け合い・支え合いの中で解決するという意識づくりが重要です。

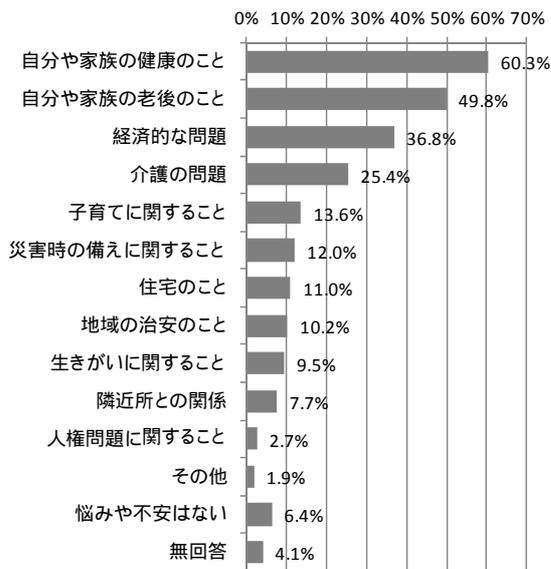


日常生活上の悩みや不安について

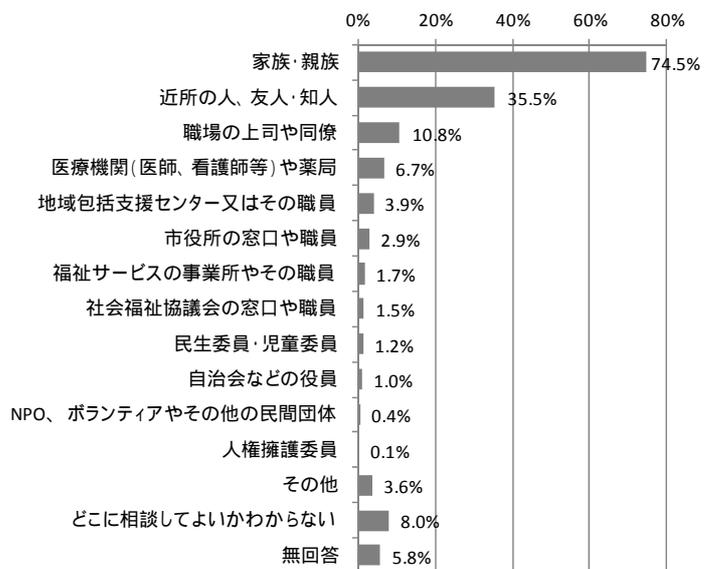
日常生活上の悩みや不安について、「自分や家族の健康のこと」が約6割と最も高く、「自分や家族の老後のこと」「経済的な問題」「介護の問題」についても2割を超え比較的高くなっています。

また、悩みや不安についての相談先としては、「家族・親族」「近所の人、友人・知人」等の身近な人の割合が高くなっています。

日常生活上の悩みや不安



悩みや不安の相談先



『課題や地域福祉に必要なこと』

- ・市民の日常生活上の問題は、健康や老後、子育てから経済的な問題まで多岐にわたっていることが分かり、これらの課題に対応するためには、各福祉サービスの充実のみならず、サービスにつなげる相談体制の充実、あるいは インフォーマルサービスの創出など、多様な視点で行政や関係機関、地域の力で解決する仕組みづくりが必要です。

インフォーマルサービス

家族や隣近所などの地域住民同士、友人・知人、地域のボランティア団体等が行う非公的な援助のことで、制度的に位置づけられた公的な支援（サービス）であるフォーマルサービスとの対比の意味で使用します。

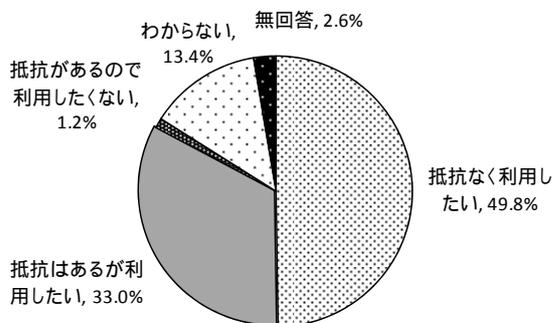
福祉サービスの利用

自分自身や家族に福祉サービスが必要になったときの福祉サービスへの抵抗感については、「利用したい(抵抗なく利用したいと抵抗はあるが利用したいの合計値)」が8割を超え高くなっています。

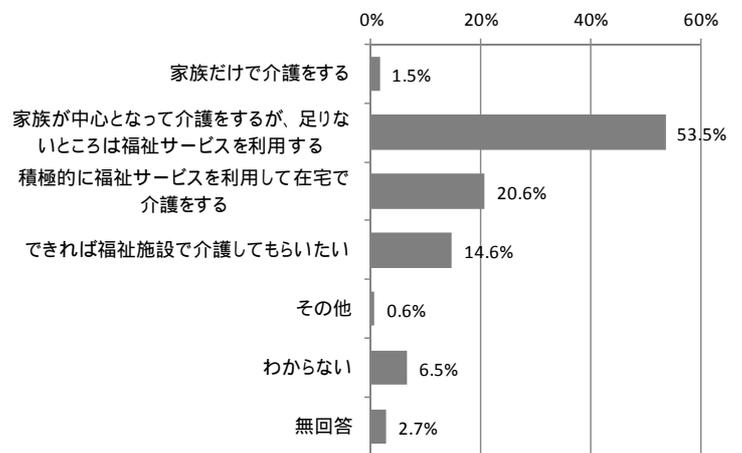
家族に介護が必要になった場合には、「家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」が5割を超え最も高くなっています。また、在宅での介護を望む家庭は約2割と施設での介護に比べ高くなっています。

また、福祉サービスを安心して利用するために今後市で取り組むことについては、「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する」「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」が5割を超え高くなっています。

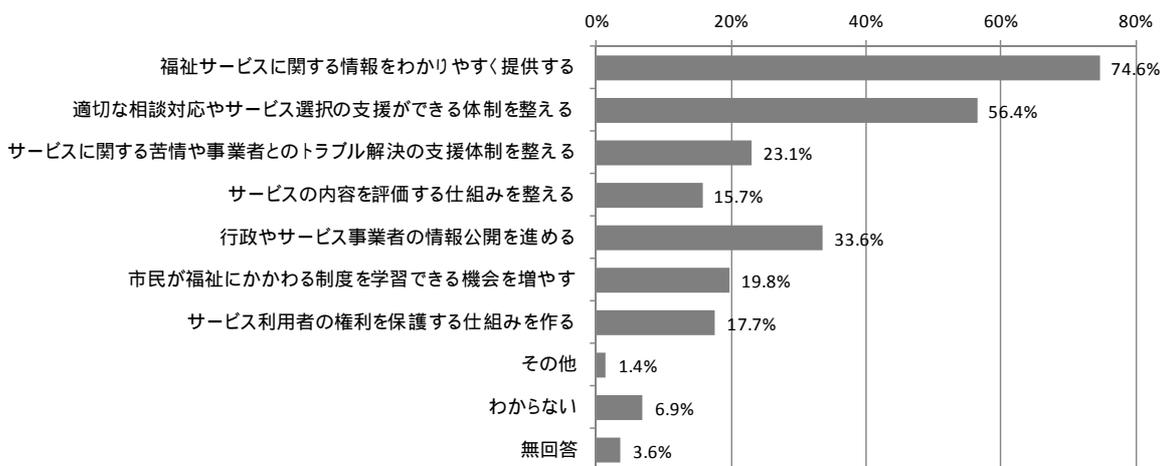
福祉サービスへの抵抗感



家族に介護が必要になった場合の対処法



福祉サービスを安心して利用するために今後市で取り組むこと



『課題や地域福祉に必要なこと』

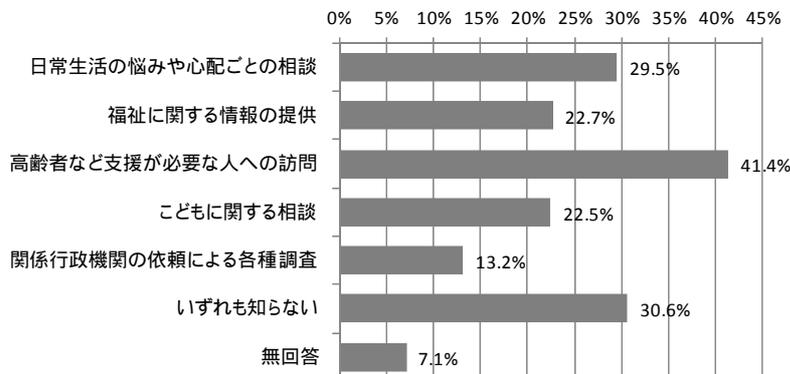
- ・介護等が必要になった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、在宅サービスの充実や家族等の介護者の支え、地域の見守り体制の確立が必要です。また、福祉サービスは、地域住民の生活課題等の多様化から、その人の状況にあったきめ細かな福祉サービスの充実、相談体制・情報提供の充実等、サービスの利便性が求められています。

民生委員・児童委員

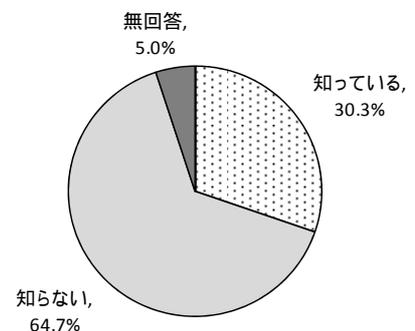
民生委員・児童委員の活動内容の認知度は、「高齢者など支援が必要な人への訪問」が約4割と最も高く、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」など、様々な分野の相談や福祉に関する情報提供では3割を下回っており、活動内容を「いずれも知らない」割合は約3割となっています。

また、住まいの地区の民生委員・児童委員の認知度は、知っている割合が3割程度と知らない割合に比べ低くなっています。

民生委員・児童委員の活動内容の認知度



民生委員・児童委員の認知度



『課題や地域福祉に必要なこと』

- ・地域の身近な相談員である民生委員・児童委員の認知度が低くなっています。地域福祉社会を構築するため、また地域の潜在的な課題を解決するためには、地域福祉活動の中心的な担い手である民生委員・児童委員等の活動であるアウトリーチが重要な要素となります。そのため、民生委員・児童委員の認知度を高め、身近な地域に相談員がいるという市民の安心感をつくるのが大切です。

アウトリーチ

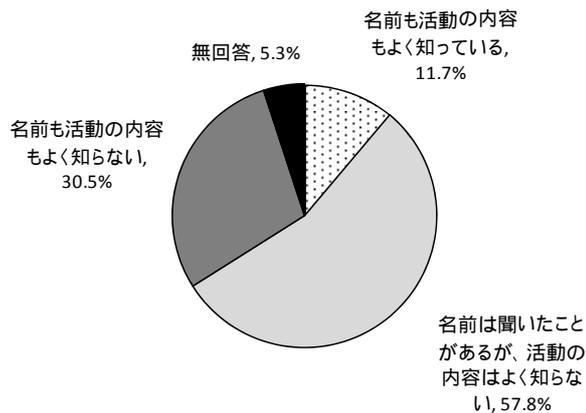
手をのばす・手を差しのべるといった意味で、地域福祉においては、各種訪問活動や普及活動に代表される活動をさし、行政や関係機関・地域団体などが地域の潜在的なニーズに対して積極的に手を差しのべ、課題の解決に取り組むことをいいます。

社会福祉協議会

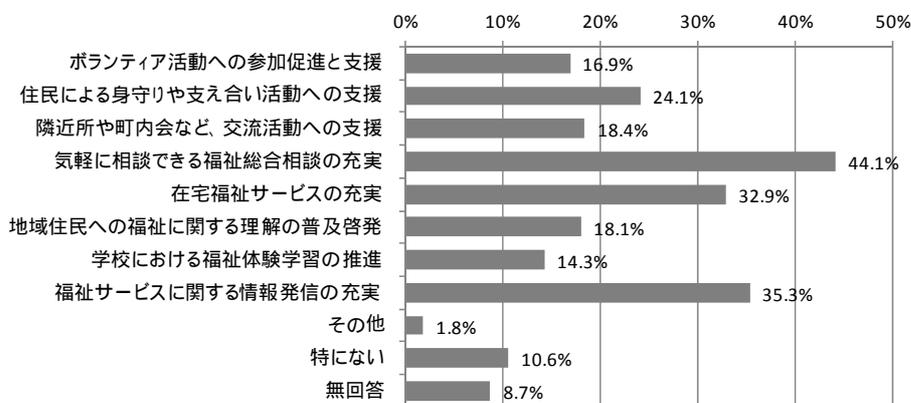
社会福祉協議会の認知度は、活動内容まで知っている割合は1割程度となっていますが、名前だけの認知度を含めるとその割合は7割程度と高くなっています。

また、社会福祉協議会に充実してほしい活動・支援については、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」「在宅福祉サービスの充実」「福祉サービスに関する情報発信の充実」がいずれも3割を超え高くなっています。

社会福祉協議会の認知度



社会福祉協議会に充実してほしい活動・支援



『課題や地域福祉に必要なこと』

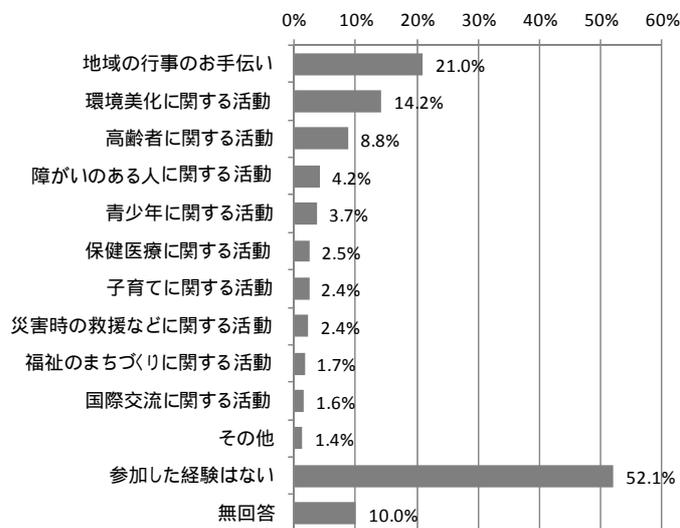
- ・地域の福祉活動の中核を担う社会福祉協議会に充実してほしい活動や事業は幅の広い分野できめ細かな活動の展開が求められています。このため、社会福祉協議会の認知度を上げることや活動内容等の情報提供を充実し、そのなかで地域に不足しているサービスや求められているサービスなどの意見を集約し、地域に必要なインフォーマルサービスの充実を図り、より市民等に身近な組織としての活動を展開していくことが必要です。

NPO 法人やボランティア活動

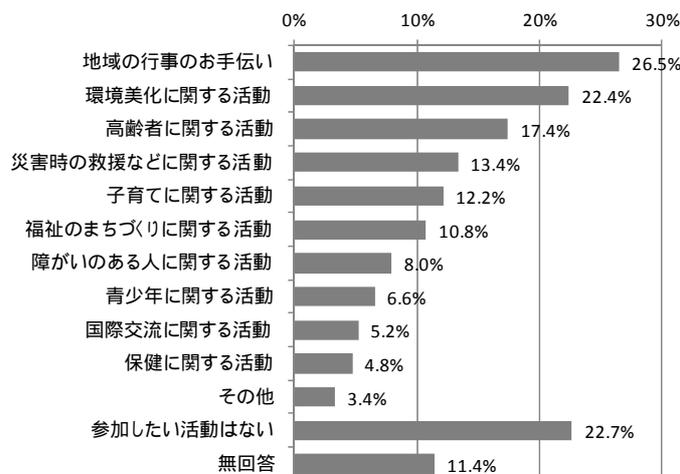
NPO 法人やボランティアの活動への参加経験については、「参加した経験はない」が5割を超え高くなっている一方で、参加意向については、「地域の行事のお手伝い」が26.5%と最も高く、次いで「環境美化に関する活動」が22.4%、「高齢者に関する活動」が17.4%となっています。

NPO 法人やボランティアの活動への参加の条件としては、「自分にあった時間や内容の活動」が5割を超え最も高く、「自分の仕事や特技を生かせること」や「友人や家族と一緒に活動できること」も2割程度と比較的高い割合となっています。

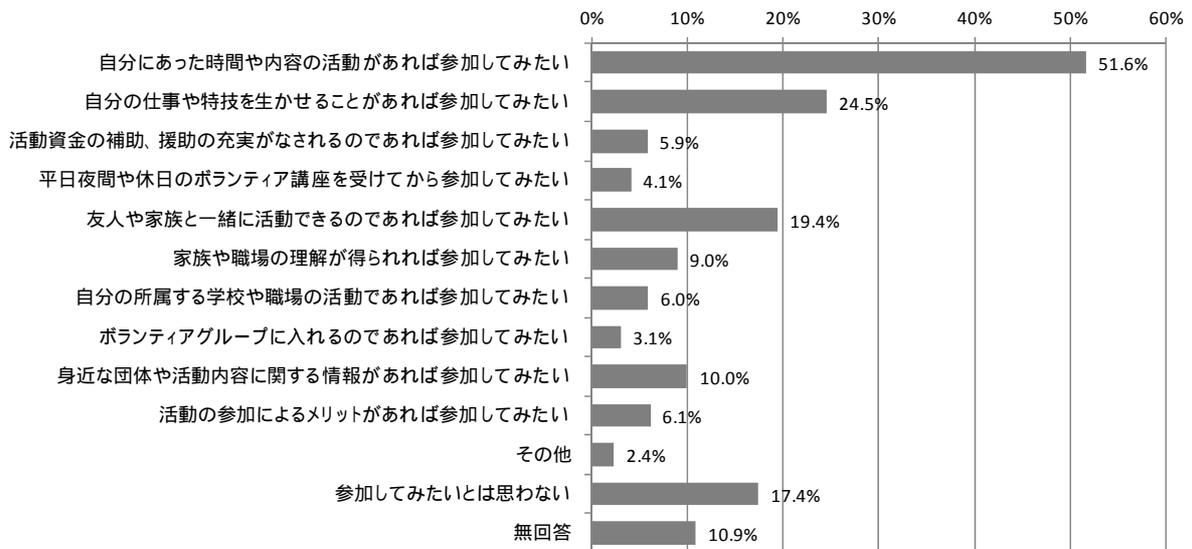
ボランティア活動等への参加経験



ボランティア活動等への参加意向



ボランティア活動等への参加の条件



『課題や地域福祉に必要なこと』

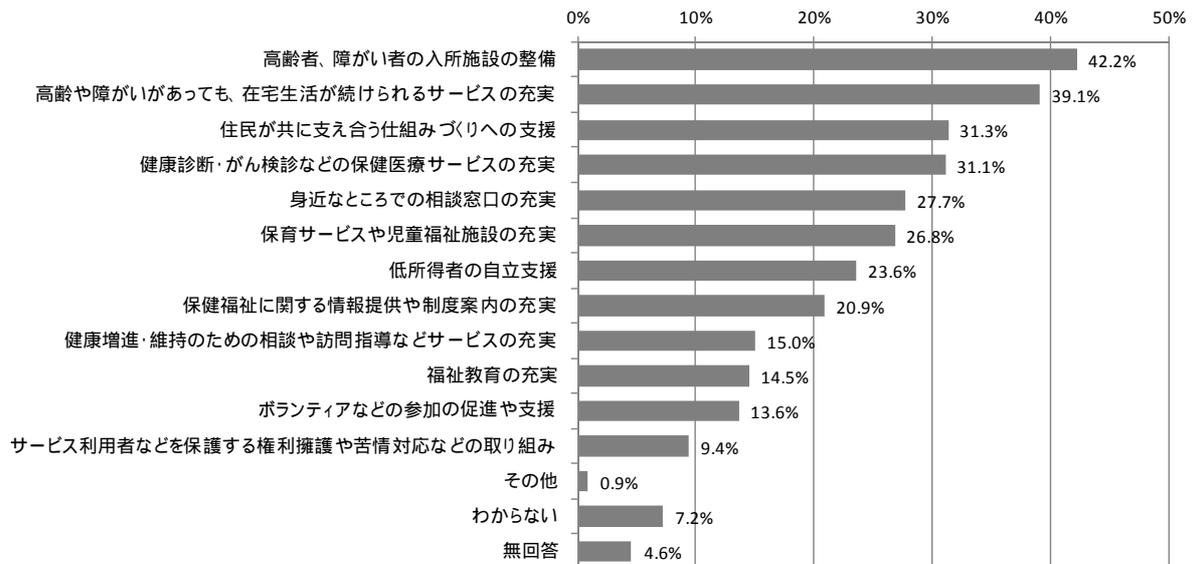
- ・NPO 法人やボランティアの活動について、「参加したい活動はない」の割合は2割程度と低く、市民の参加意識が比較的高いことが伺えます。NPO 法人やボランティアの活動内容を積極的に発信し、市民への動機づけや参加できる機会を提供することが必要です。また、ボランティアを受け入れたい人と活動したい人とを結びつけるための積極的な支援が必要です。



市に求められている保健・医療・福祉サービス

今後、市が取り組むべき施策としては、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」の割合が42.2%と最も高く、次いで「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が39.1%、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連携など、助け合う組織）」が31.3%となっています。

今後市が取り組むべき施策



『課題や地域福祉に必要なこと』

- ・ 高齢者や障がい者の福祉サービスの充実が求められており、他方、市民が共に支え合う仕組みづくりへの支援が求められています。高齢者や障がい者、子育て家庭等、市民の誰もが地域において安心して暮らすためには、各種サービスの充実とともに、市民同士の支え合い、つながり合いから生まれる安心感が必要です。

第3章 真岡市の現状と課題

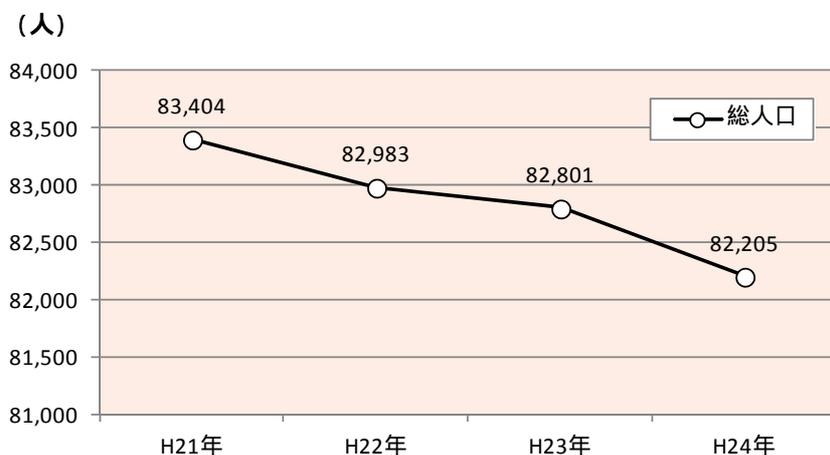
1 真岡市の統計からみえる現状

(1) 人口の減少と少子化・高齢化の進行

市の総人口は、平成21年から平成24年にかけて減少傾向となっており、平成24年4月1日現在では、平成21年と比較すると1,199人減少し、82,205人となっています。

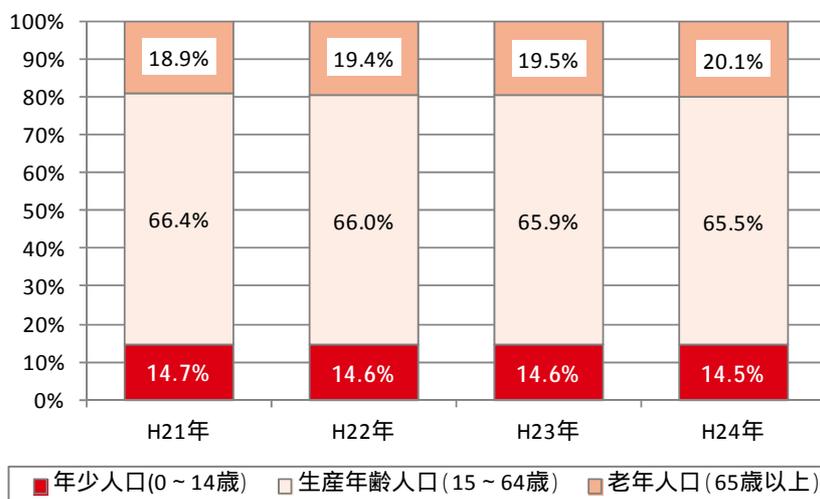
また、市の年齢3区別の人口構成は、年少人口と生産年齢人口が年々減少する中、老年人口は増加し、少子化・高齢化が進行していることがわかります。

総人口



資料：真岡市統計書（各年4月1日現在）

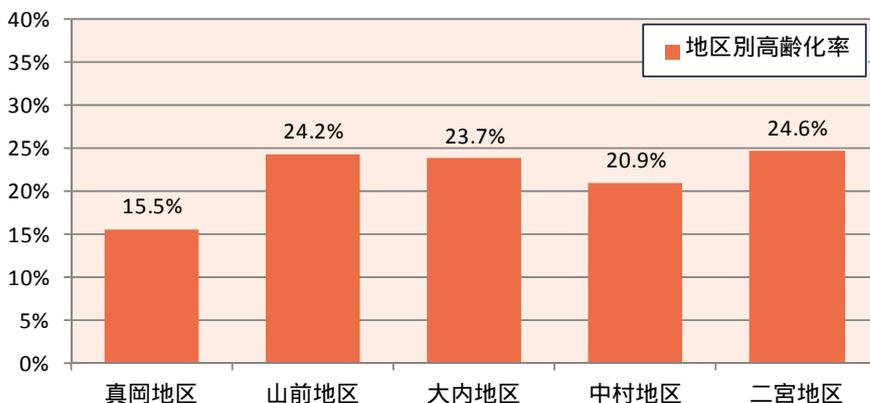
人口構成（年齢3区分）



資料：真岡市統計書（各年4月1日現在）

さらに、市の地区別高齢化率をみると、真岡地区以外は高齢化率が20%を超えており、中でも二宮地区は24.6%と高くなっています。

地区別高齢化率（真岡地区、山前地区、大内地区、中村地区、二宮地区）



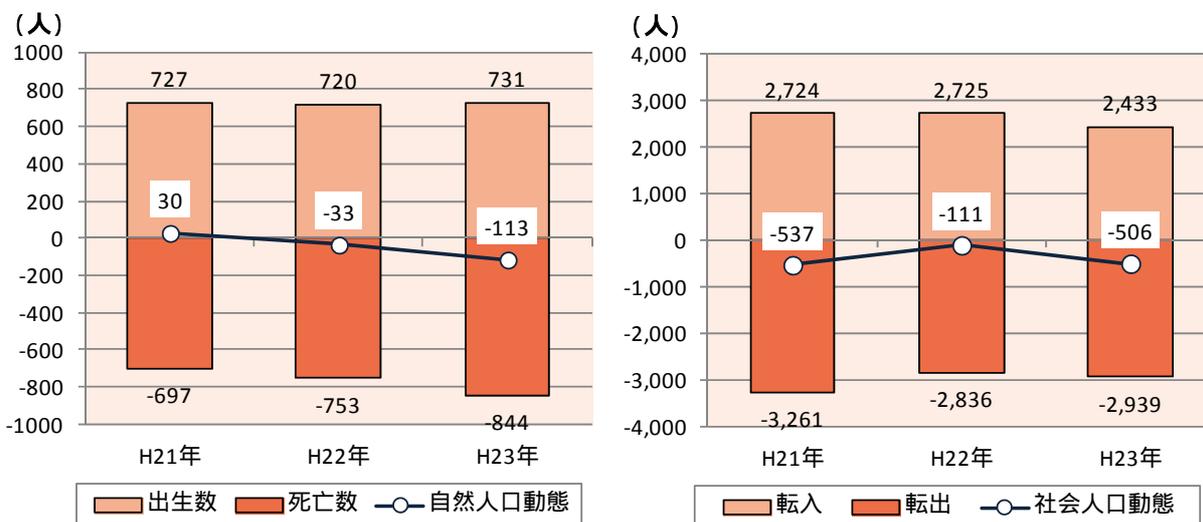
生活圏域	真岡地区	山前地区	大内地区	中村地区	二宮地区
人口	38,148	8,870	7,321	11,868	16,263
高齢者人口	5,914	2,146	1,735	2,476	3,997
高齢化率	15.5%	24.2%	23.7%	20.9%	24.6%
面積(km ²)	28.24	28.57	31.06	23.89	55.45

資料：住民基本台帳人口（平成23年10月1日現在）

（2）人口動態の状況

市の人口動態のうち、自然人口動態は、平成21年から平成23年にかけて死亡数が増加し平成22年からは死亡数が出生数を上回る状況となっています。また、社会人口動態は、転出が転入を上回る状況が続いています。

人口動態（自然人口動態、社会人口動態）



資料：真岡市統計書（各年4月1日現在）

(3) 障がい者手帳所持者数の推移

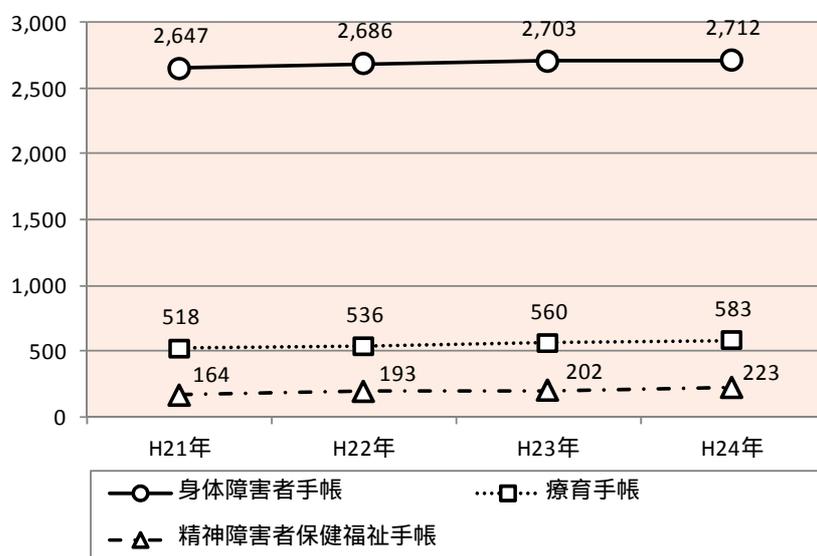
市の身体障害者手帳所持者数は、平成21年から平成24年にかけてやや増加の傾向を示し、平成24年では、平成21年と比較すると65人増加し、2,712人となっています。

また、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数においても同様にやや増加傾向にあり、平成24年では療育手帳所持者が583人、精神障害者保健福祉手帳所持者が223人となっています。

平成24年4月1日現在の市の総人口に占める割合をみると、身体障害者手帳所持者で3.3%、療育手帳所持者で0.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者で0.3%となっています。

障がい者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

(人)



資料：福祉課（各年4月1日現在）

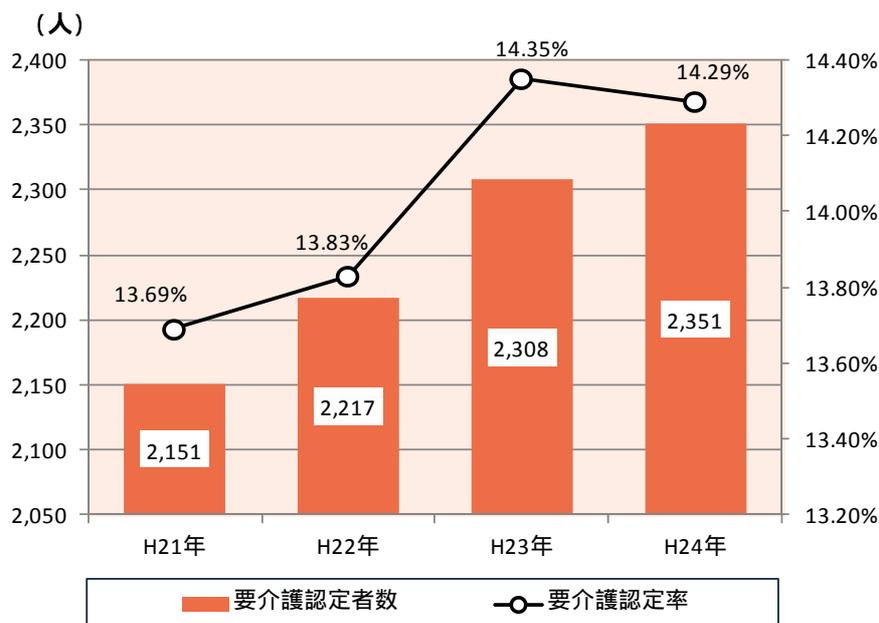


(4) 要介護等認定者数の推移

市の2号(40歳から64歳)及び1号(65歳以上)被保険者の要支援・要介護認定者数の推移は、平成21年から平成24年にかけて増加傾向にあり、平成24年では2,351人となっています。

また、要介護認定率(1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合)は平成21年から平成23年にかけて増加したものの、平成24年はやや減少しています。

要介護等認定者数、要介護認定率



資料：介護保険課（各年4月1日現在）

(5) 日常的な関わりの必要性のある人の増加

高齢者のみの世帯数の推移をみると、平成22年から平成24年にかけて、高齢者一人暮らし世帯及び高齢者二人以上世帯においていずれも増加傾向となっており、平成24年では2,459世帯となっています。

高齢化や核家族化等の進行に伴い、今後も高齢者のみの世帯は増加すると予測されます。このため、移動する手段が徒歩に限られる高齢者の買い物やゴミ出しや電球の交換などの日常的な手助けを求める声が多くなることがうかがえます。

高齢者のみ世帯数

	H22年	H23年	H24年
高齢者一人暮らし世帯(A)	1,087	1,149	1,211
高齢者二人以上世帯(B)	1,166	1,248	1,248
高齢者のみ世帯合計(A+B)	2,253	2,397	2,459

資料：真岡市統計書（各年4月1日現在）

また、近年では児童虐待や高齢者虐待等が表面化し社会問題となっています。児童虐待については、核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により、子育て家庭の孤立化や子育てへの不安感や負担感の増大が起因しているとも言われ、高齢者虐待については、老老介護によるストレスの増加や虐待を行っている人に自覚がない等の様々な問題があり、こういった深刻な社会問題については、地域における身近な見守りや支援の体制の確立が必要です。

老老介護

高齢者が高齢者を介護せざるを得ない状況のこと。近年の高齢化や核家族化が進み、高齢者のみの世帯が増加していることに起因しています。



2 真岡市の地域福祉をめぐる現状と課題

(1) 今後求められる地域福祉のあり方

平成22年10月1日現在の国勢調査によると、全国の人口は1億2805万7352人と平成17年から0.2%の増加となっており、65歳以上人口は総人口の23.0%と高齢化率は増加し続け、一方では15歳未満の人口が13.2%と調査開始以来最低になるなど、少子化・高齢化の歯止めがかからない状況となっています。

本市においても、年少人口割合が減少する一方で、高齢化率は増加し、平成24年4月1日現在で20%を超え、少子化・高齢化が進行しています。

このような中、国においては、子ども・子育て、就労、医療・介護などの社会保障制度について、少子高齢化や人口の減少に対応した持続可能性の高い制度となるよう、「世代間の公平」と「共助」を柱とした制度改革の議論が進められています。この中で、現在の社会保障制度は、以下のような考え方の組み合わせにより形成されており、他方、非正規雇用の増加等の雇用基盤の変化、単身世帯の増加等の家族形態の変化、地域における高齢化等の地域基盤の変化、少子高齢化と経済成長の鈍化の状況に対応するため、「安心」「共助」「公平性」の三位一体の考え方による制度改革が重要であるとしています。

現在の社会保障制度の骨格

自ら働き、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本とすること。

生活や健康リスクを、国民間で分散する「共助」が補完すること。

「自助」や「共助」では対応できない困窮に直面している国民に対しては、一定の受給要件の下で、公的扶助や社会福祉などを「公助」として行う。

「安心」「共助」「公平性」の三位一体の考え方

- ・多様な世帯・多様な人生に対応できる社会、一人ひとりが能力を発揮し「居場所」と「出番」を確保し得るような社会
- ・新しい形の地域の支え合いやコミュニティの再生への寄与
- ・世代間の公平性の確保、貧困・格差問題の解消を通じた社会的連帯の保持、共助の仕組みを基本とする国民相互で責任と負担を分かち合う仕組み

社会保障制度改革の方向性と具体策について（平成23年5月厚生労働省）

本市においても、少子高齢化や核家族化、地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでいるため、地域に根ざした福祉社会を実現させるためには、公的福祉サービスの充実とともに、市民が主体的に参加する地域福祉活動のより一層の活性化が課題となっています。国のこれからの社会保障制度の動向、少子高齢化などの状

況を視野に入れ、多様化する市民のニーズを把握し、市における各施策を推進し、地域の福祉力の向上に向けた取組みを強化する必要があります。

(2) 子ども・子育ての支援

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、家庭や地域の子育て力の低下に対応するため、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することが必要となっています。

本市では、平成22年3月に「三つ子の魂子育てプラン」真岡市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を策定し、子育てサークルをはじめ、地域における子育て支援関係機関や団体と連携してネットワークを構築し、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを推進しています。また、子育て家庭への訪問等による養育環境の把握や相談、子育てサロンをはじめとする、子育て関連の情報を交換する交流の場づくり等、地域における子育て支援を推進しています。さらに、子どもの安全を確保するために、自治体や学区を中心とした地域ボランティア、市民などによる自主的な防犯活動が展開されています。

現在、国においては、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」を開催し、利用者（子ども）中心の抜本的な制度改革や多様な利用者ニーズ・潜在需要に対応したサービス量の拡充に向け検討が行われています。

本市においても、すべての家庭に対して子どもの成長過程に応じ、家族や地域の絆づくりの視点を重視した、子育て支援の充実が求められており、本市における「青少年健全育成都市宣言」の理念に基づき、次代を担う子どもの健やかな育成を通じた地域コミュニティを構築することが必要です。

子ども・子育て新システム

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援する。

- ・子ども・子育て施策の一元化、基礎自治体による一元化実施
- ・社会全体で費用を負担するための包括交付金の導入
- ・幼保一体化、保育の量的拡大・多様な保育サービス充実による待機児童の解消
- ・妊娠期から学齢期まで切れ目のない一貫したサービス提供体制

社会保障制度改革の方向性と具体策について（平成23年5月厚生労働省）

(3) 障がい者の自立と社会参加の支援

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別にかかわらずサービスが利用できるよう障がい福祉サービスを一元化し、地域の中での自立と社会参加を促進するため、総合的な自立支援システムの構築が図られています。

現在、国においては、障がい者制度改革推進本部等において障害者自立支援法の改正について様々な検討が行われており、平成24年3月には、厚生労働省障害保健福祉部から「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要」が示され、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)とする関係法律の整備が行われています。

本市では、平成19年3月に障害者基本法に基づく「真岡市障害者計画」、平成24年3月に障害者自立支援法に基づく「第3期真岡市障害福祉計画」を策定し、「¹ノーマライゼーション」と「²リハビリテーション」の理念のもと、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、総合的な障がい者施策を推進しています。

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で共に安心して暮らせる社会を築くためには、市民一人一人が、障がいや障がいのある人について正しく理解するとともに、障がいのある人が自立した地域生活を送ることができるまちづくりを地域一体となって推進することが必要です。

1 ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(あたりまえ)であるという考え方のことです。

2 リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための機能障がいの改善だけでなく、身体的、心理的、社会的、職業的、経済的な回復など、障がい者の生涯全般において、障がいを持った人が人間らしく生きる権利を回復すること(全人間的復権)を意味します。

(4) 高齢者の自立と社会参加の支援

高齢者数の増加とともに核家族化が進行しており、高齢者一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、地域において支援が必要な高齢者や高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」の世帯も増加しています。

こうした中、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護予防の推進や介護保険サービスの基盤充実とともに、高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯の実態を踏まえた見守り体制や、家族介護者支援の充実等、介護を必要としている高齢者のみならず、介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保が重要となっています。

このような状況に対応していくため、国では、平成17年に予防重視型システムへの転換を図り、地域ケア体制を構築するために介護保険制度全般にわたる制度見直しを行い、さらに、平成21年から平成23年にかけて介護保険法の一部改正を行い、平成24年の改正においては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現に向けた取組みを継続して推進していくことが必要としています。

本市では、平成24年3月に「第5期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で、家族と共に尊厳をもって安心して暮らせるよう、総合的な高齢者福祉施策を推進しています。この中で、多様化する高齢者のニーズに対応し、社会全体で高齢者を支えていくためには、高齢者自身も含めた市民の参加、協力は不可欠であり、きめ細かく柔軟な対応ができるボランティアやNPO（特定非営利活動法人）によるサービス提供は、今後ますます重要になるものと位置づけています。また、市民の意向を的確に把握するとともに福祉への参画を促し、市民・企業・行政が協働して、地域にふさわしい福祉社会を創造していくことが求められています。



3 真岡市社会福祉協議会

(1) 真岡市社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、地域社会において社会福祉の諸問題を、市民や公私の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係者、専門家、各種団体・機関が主体的に関わり、その改善や向上を図るために構成された社会福祉法に基づく民間組織です。

真岡市社会福祉協議会は、昭和47年に社会福祉法人として認可され、地域が抱える様々な福祉課題を解決する地域福祉の推進役として中心的な役割を果たすため、地区社会福祉協議会や関係機関との連携を図り、地域の特色を生かしながら、子どもからお年寄り、障がいのある人、誰もが安心して暮らせる「共に支え合う、福祉のまちづくり」を積極的に推進しています。

組織の概要

設立許可	昭和47年1月10日
役員等構成	理事：19人 監事：2人 評議員：40人
会員数 (平成23年度)	特別A会員：259 特別B会員：1,033 賛助会員：102 普通会员：17,950

地区社会福祉協議会の構成

真岡市社会福祉協議会

5つの地区社会福祉協議会で構成される

真岡地区社会福祉協議会
山前地区社会福祉協議会
大内地区社会福祉協議会
中村地区社会福祉協議会
二宮地区社会福祉協議会

社会福祉法（平成23年12月改正）より抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

主な財源

社会福祉協議会は民間組織の自主性と、広く市民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面をもつ団体です。

したがって、社会福祉協議会で実施する福祉サービスや各種事業は、市民の皆様からの会費や寄附金、共同募金の配分金、市補助金などで実施されています。

(2) 平成23年度活動内容

真岡市社会福祉協議会の平成23年度の活動内容は以下のとおりです。

高齢者福祉対策

- ・福祉サービス利用援助事業の実施
- ・老人給食サービス事業の実施
- ・老人趣味クラブの支援
- ・生きがいデイサービスセンターの運営受託
- ・老人クラブ連合会運営への助成
- ・老人クラブ大会等への助成
- ・介護老人福祉施設事業への助成

障がい者福祉対策

- ・心身障害児通園ホームの運営受託
- ・就労継続支援B型の運営
- ・地域活動支援センターの運営受託
- ・身体障害者福祉会運営への助成
- ・知的障害者育成会運営への助成
- ・肢体不自由児者父母の会運営への助成

児童福祉対策

- ・おじいちゃん保父事業の実施
- ・子どもの遊び場設置への助成
- ・民間保育所施設整備への助成
- ・児童養護施設事業への助成
- ・保育ママ連絡協議会運営への助成

母子・青少年福祉対策

- ・小学生ボランティアスクールの実施
- ・中学生・高校生のボランティアスクールの実施
- ・福祉教育への支援及び協力
- ・ボランティア活動推進校への助成
- ・母子寡婦福祉会運営への助成

低所得者福祉対策

- ・生活福祉資金貸付による支援
- ・臨時特例つなぎ資金貸付による支援
- ・社会福祉金庫貸付による支援

地域福祉対策及びボランティア育成事業

- ・ 地区社会福祉協議会の育成
- ・ 登録ボランティア制度の実施
- ・ 傾聴ボランティアの養成及び育成
- ・ 社会福祉大会の開催
- ・ ふれあいフェスティバルの開催
- ・ 点字点訳奉仕員養成講習会の開催
- ・ 朗読奉仕員養成講習会の開催
- ・ 地区社会福祉協議会及び民協活動への助成
- ・ ボランティア連絡協議会運営への助成

その他福祉対策

- ・ 会員募集事業の実施
- ・ 各種相談事業（心配ごと、法律等）の実施
- ・ 共同募金（赤い羽根・歳末たすけあい募金）への協力促進
- ・ 各種福祉団体の育成
- ・ 善意銀行預託事業の実施
- ・ わたのみ基金の造成

4 関係団体の状況**(1) 民生委員・児童委員協議会**

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けたボランティアです。社会福祉の増進のために、常に市民の立場に立って、援助を必要とする方々に対し、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

また、民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねており、地域の子どもや妊産婦等の福祉等の向上のため必要な相談・援助を行っています。

民生委員には、一定の区域を担当する民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

区域担当民生委員・児童委員の活動

- ・ 住民の生活状態を把握
- ・ 援助を必要とする方に対する相談、助言
- ・ 福祉サービスを利用する方への支援
- ・ 社会福祉を目的とする事業を経営する者や福祉活動を行う者との連携とその活動の支援
- ・ 生活福祉資金の貸付制度に対する協力
- ・ 児童の健全育成のための地域活動
- ・ 児童虐待への取り組み
- ・ 関係機関への意見具申
- ・ 保護の必要な児童等を発見した場合の連絡通報

民生委員・児童委員数	
区域担当	132
主任児童委員	12
合計	144
地区民生委員・児童委員協議会数	6

(2) 自治会

自治会は、一定の地域に住む人たちが、心豊かで住みよい地域づくりを目指し、自主的に組織し運営している市民の組織です。市には、現在 134 区の自治会があり、それぞれの地域で防災・防犯・交通などの安全安心を守る活動、生活環境を守る活動、身近な福祉を育てる活動などが行われ、親睦を深めながら「住んで良かった、ずっと住んでいたい」と思える地域づくりに取り組んでいます。

自治会加入率

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
加入率(%)	84.4	83.6	85.7	83.8	81.9

毎年5月1日現在の住民基本台帳上の世帯数に対する、各自治会に加入している世帯の合計数の割合

(3) 地域公民館

地域公民館は、自治会または町内会で自主的に建設され、市域に 166 館あります。区域内の老人クラブや婦人部などみんなで役割を分担しながら、「花いっぱい運動」や「地域座談会」、「公民館まつり」など、地域の課題解決を目指す活動や地域の特性を生かした地域づくり事業を行っています。

(4) 子ども会育成会

育成会相互の連絡をはかりながら、子ども会育成会の活性化を推進し、子どもの「生きる力」・「心豊かなやさしい心」育むことを目的に、132 単位子ども会育成会が活動しています。

- ・真岡地区子ども会育成会連絡協議会
- ・山前地区子ども会育成会連絡協議会
- ・大内地区子ども会育成会連絡協議会
- ・中村地区子ども会育成会連絡協議会
- ・二宮地区子ども会育成会連絡協議会

(5) 老人クラブ

老人クラブは、高齢者が生きがいと健康づくり、レクリエーションなどに取り組む「生活を豊かにする楽しい運動」と、高齢者が持っている経験と知恵を生かして「地域を豊かにする社会運動」に取り組んでおり、各地域の実情にあった事業を行なっています。

おおむね 60 歳以上の方で、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する人たちで組織する、地域を基盤とした自主組織です。

(6) 市民活動団体（ボランティア、NPO）

市内には県の認定を受けた NPO 法人をはじめとする多くの市民活動団体が様々な分野で、地域に根付いた社会貢献活動を行っています。市では真岡市市民活動推進センター「コラボレもおか」を中心として、市民活動団体やボランティアなど、既に活動している人たちや、これから活動しようとしている人たちに対して、交流の場の提供や相談、研修・講座の開催、情報発信等を行っています。

ボランティア団体・民間非営利組織（NPO）の数

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
団体数（団体）	68	130	149	172	181

市民活動推進センター登録団体数、ボランティア連絡協議会参加団体数、NPO 法人数の重複登録は除く



第4章 計画の基本的な考え方

1 圏域の考え方

地域福祉を推進するためには、様々な活動圏域が地域に存在する中で、市を全体とした行政の保健福祉サービスの提供体制から最も身近な自治会や中学校区等の活動等、市民にとっては「より身近な地域で利用したい、活動したい」という要望に応えていく考え方で、市全体の大きな圏域から、隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた推進体制を整備し、効果的な地域福祉活動を展開することが必要です。

このため、この計画を推進するにあたっては、3つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能や役割、体制等を整備していくこととします。



2 基本理念

市の総合計画において、まちづくりの基本方針や基本戦略を踏まえ、政策の大綱として分野別に7つの政策を掲げています。

この中で、政策3として「思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり」を掲げ、市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、保健・医療・福祉の連携の充実強化や、市民が共に支え合う地域づくりの推進に努めるとともに、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができ、高齢者が生きがいを持ち、だれもが住み慣れた地域社会の中で、将来に希望を持って暮らすことのできるまちづくりを目指す取組みを推進しています。

本計画においても、市の総合計画の政策の大綱の方向性を継承し、基本理念を以下のとおり定めます。

思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり

第10次市勢発展長期計画

ベリー “HOT・HOT” プラン

施策の体系

基本方針

- 1 健康と福祉のまちづくり
- 2 教育のまちづくり
- 3 産業の振興による活力に満ちたまちづくり
- 4 安全・安心のまちづくり
- 5 人と自然が共生する環境都市づくり
- 6 市民と協働のまちづくり

基本戦略

- 1 安心できる子育てと教育
- 2 安心できる地場産業の振興
- 3 安心できる福祉と環境
- 4 安心できる行政運営

政策の大綱

- 1 暮らしやすさが実感できるまちづくり
- 2 学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちづくり
- 3 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり
- 4 自然と潤いがある安全快適なまちづくり
- 5 地域と産業が調和する活力あるまちづくり
- 6 市民の知恵と夢で拓くみんなのまちづくり
- 7 効率的で市民にわかりやすいまちづくり

真岡市地域福祉計画及び
真岡市地域福祉活動計画の
共通の基本理念

3 基本目標

基本目標 1 共に助け合い、支え合えるまち

市民が抱える生活課題は多様化しており、必ずしも画一的な福祉サービスにより充足されるものではありません。これらを解決するためには、公的なサービスや民間によるサービス、さらには市民一人一人と地域の協力を組み合わせた支援体制を確立することが必要です。また、地域福祉を推進するためには、市民一人一人が地域の課題やニーズに目を向け、地域福祉に対する理解と関心を高め、解決に向けた担い手として積極的に行動することが必要です。

このため、行政と地域、市民一人一人がともに役割と責任を分担し、協力・連携を通じて地域福祉活動を担う一員としての自覚をもつことのできるまちづくりを推進します。

基本目標 2 充実した福祉サービスのあるまち

近年、市民の福祉へのニーズは増加・多様化し、それらは保健・医療・福祉等の各分野にまたがるものとなっています。市民が住み慣れたまちで安心して暮らし続けるためには、個々がニーズや課題に応じた適切な福祉サービスを選択でき、生涯を通じて切れ目なく支援を受けられることが必要です。

このため、保健・医療・福祉等の関係機関や団体の連携のみならず、市民や地域を含めたネットワークを強化し、幅の広い地域福祉ネットワークの構築を目指します。

基本目標 3 安全で安心して暮らし続けられるまち

市民が住み慣れたまちで安心して暮らすためには、保健・医療・福祉の連携した支援はもとより、教育や住宅、交通、環境、まちづくりなどの総合的な生活支援体制が必要です。

このため、安全で安心して暮らし続けられるために、防災や防犯、交通安全などの意識を高め、市民の誰もが住みやすい地域をつくるための取組みを推進します。

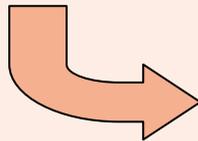
真岡市の地域福祉社会を構築するための基本目標の設定

(地域の課題)

- ・ 少子化の進行、核家族世帯・共働き世帯の増加、生活様式の多様化 等
 近所付き合いの希薄化、地域の相互扶助機能の弱体化
 家庭や地域における福祉力・福祉意識の低下
 地域活動における担い手の固定化、参加者数の減少

(地域に求められているもの)

- ・ 市民同士の関わり合いの再構築
- ・ 一人一人の福祉意識の向上
- ・ 世代を超えた協力体制の構築
- ・ 地域活動への積極的な参加 等



基本目標1 共に助け合い、支え合えるまち

- (1) 支え合いの仕組みづくり
- (2) 福祉意識の向上のための取組み
- (3) 福祉活動を担う人材の育成

(地域の課題)

- ・ 少子化の進行、核家族世帯・共働き世帯の増加 等
 児童福祉施策の充実
- ・ 高齢化の進行、要介護認定者の増加、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加、老老介護、
 認知症高齢者の増加 等
 高齢者福祉の充実
- ・ 障がい者の増加、障がい者の地域生活への移行、発達障がいや高次脳機能障がいなど新たな障
 がいへの取組み 等
 障がい福祉の充実

(地域に求められているもの)

制度による支援 (福祉ニーズの多様化) 制度の狭間 フォーマルサービスとインフォーマルサービスの連携



- ・ 市の福祉施策の充実
- ・ インフォーマルサービスの充実



基本目標2 充実した福祉サービスのあるまち

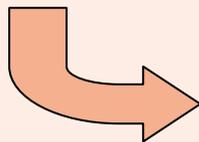
- (1) 地域福祉ネットワークの構築
- (2) 地域における福祉サービスの充実
- (3) 相談体制と情報提供の充実
- (4) 福祉サービスの質的向上

(地域の課題)

- ・一人暮らし高齢者、障がい者等の要援護者の増加、認知症高齢者の増加 等
平常時からの見守り体制、権利擁護の必要性
- ・災害時の犠牲者の多くは要援護者になっている 等
災害時要援護者の避難体制の確立
- ・児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の増加 等
人権の尊重

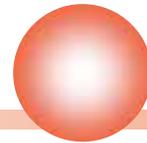
(地域に求められているもの)

- ・地域における見守り支援(要援護者や虐待などの状況)
- ・地域における災害時の初動体制の確立
- ・誰もが安心して生活できる生活空間の整備 等



基本目標3 安全で安心して暮らし続けられるまち

- (1) 暮らしやすい住環境の整備
- (2) 安心して暮らせる環境の整備
- (3) 市民一人一人の人権の尊重



各 論

【 各論】では、市の地域福祉施策の基本的な方向性やそれらの施策への市民、地域、関係機関などの関わり方及び市社会福祉協議会の具体的な活動の方向性について示します。

第1章 施策の体系

基本理念

思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり

基本目標

【施策】

1 共に助け合い、支え合えるまち

- (1) 支え合いの仕組みづくり
- (2) 福祉意識の向上のための取組み
- (3) 福祉活動を担う人材の育成

2 充実した福祉サービスのあるまち

- (1) 地域福祉ネットワークの構築
- (2) 地域における福祉サービスの充実
- (3) 相談体制と情報提供の充実
- (4) 福祉サービスの質的向上

3 安全で安心して暮らし続けられるまち

- (1) 暮らしやすい住環境の整備
- (2) 安心して暮らせる環境の整備
- (3) 市民一人一人の人権の尊重



第2章 施策の展開

基本目標1 共に助け合い、支え合えるまち

(1) 支え合いの仕組みづくり

地域の生活は市民同士の付き合いや助け合い、支え合いによって成り立っています。しかし、少子高齢化や核家族化の進行などの家庭や地域の状況の変化や個人のライフスタイルの変化等により、地域での交流が減ってきており、人と人とのふれあいを通じて、お互いの思いやりや、いたわりの心を育む機会が少なくなってきています。

『現状と課題』

- ・隣近所と顔を合わせる機会が減っており、近所づきあいの希薄化が進んでいる。
- ・地域住民にとって身近な組織である自治会への加入率が年々減少している。
- ・市民意識調査において、地域の活動に参加しない理由としては、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあり忙しいから」、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」などが高い割合となっている。

市における施策の方向

『施策の基本的事項』

- ・人間関係の基本であるあいさつを通じ、身近な市民同士のつながりを活性化します。
- ・地域住民相互の絆を深めるために、地域での助け合いや見守り活動を促進します。
- ・地域活動の拠点である自治会への支援を強化し、活動を活性化します。
- ・市民、地域、関係団体、行政の連携を深め、地域一体の福祉社会をつくります。
- ・地域社会の一員として身近な生活課題に目を向け、解決に向け主体的に取り組むことのできる体制づくりを推進します。

市の推進項目	取組み内容
地域の助け合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで、家庭や地域の中で積極的にあいさつをする“あいさつ・声かけ運動”を推進し、家庭や近所のつながりを強化します。 ・高齢者や障がいのある人、子育て家庭など日常的な支援を必要としている方に対しての隣近所など身近な助け合い活動を活性化します。
地域の見守り体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員や関係機関・団体、行政と地域住民が協働して、見守り活動の強化推進を図ります。

市の推進項目	取組み内容
地域コミュニティの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動や地域の行事など、幅広い世代の参加機会の促進を図ります。 ・地域住民同士の話し合いの場を充実するとともに、そこで話し合われた地域の課題等の集約体制の構築を図ります。
行政や民生委員・児童委員等によるアウトリーチの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や民生委員・児童委員などの関係者が、地域への積極的なアウトリーチを推進し、地域課題の集約に努め、地域と行政の協力関係の構築を図ります。 ・地域の自主的な活動に行政職員や各種専門員が積極的に出向き、課題解決に向けた支援を強化します。
自治会組織の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ、窓口等において自治会活動への理解を求め、加入促進を図ります。 ・市民と自治会との連携を強化し、幅広い活動ができるよう支援するとともに、あらゆる年代の参加促進を図ります。
災害時の支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の市民同士による連携を強化し、地域における初動体制と避難体制の確立を図ります。

社会福祉協議会における活動の方向

『活動の基本的事項』

- ・地域住民同士の助け合いや支え合いの仕組みづくりの啓発や支援に取り組みます。
- ・制度では解決できない地域の課題を市民同士の助け合いや支え合いにより解決する仕組みづくりをともに考え実践します。

社会福祉協議会の活動	取組み内容
地域の連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や自治会、民生委員・児童委員、関係機関・団体、企業、行政等と協働し、見守り活動等の強化と組織化を推進します。
地域福祉推進員の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会ごとに、地域住民と市社会福祉協議会を直接つなぐ地域福祉推進員の設置について検討します。
地域福祉活動の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進員や地区社会福祉協議会の活動等を通じ、身近な地域福祉活動の普及・啓発を図ります。

市民や地域に期待する役割

市民

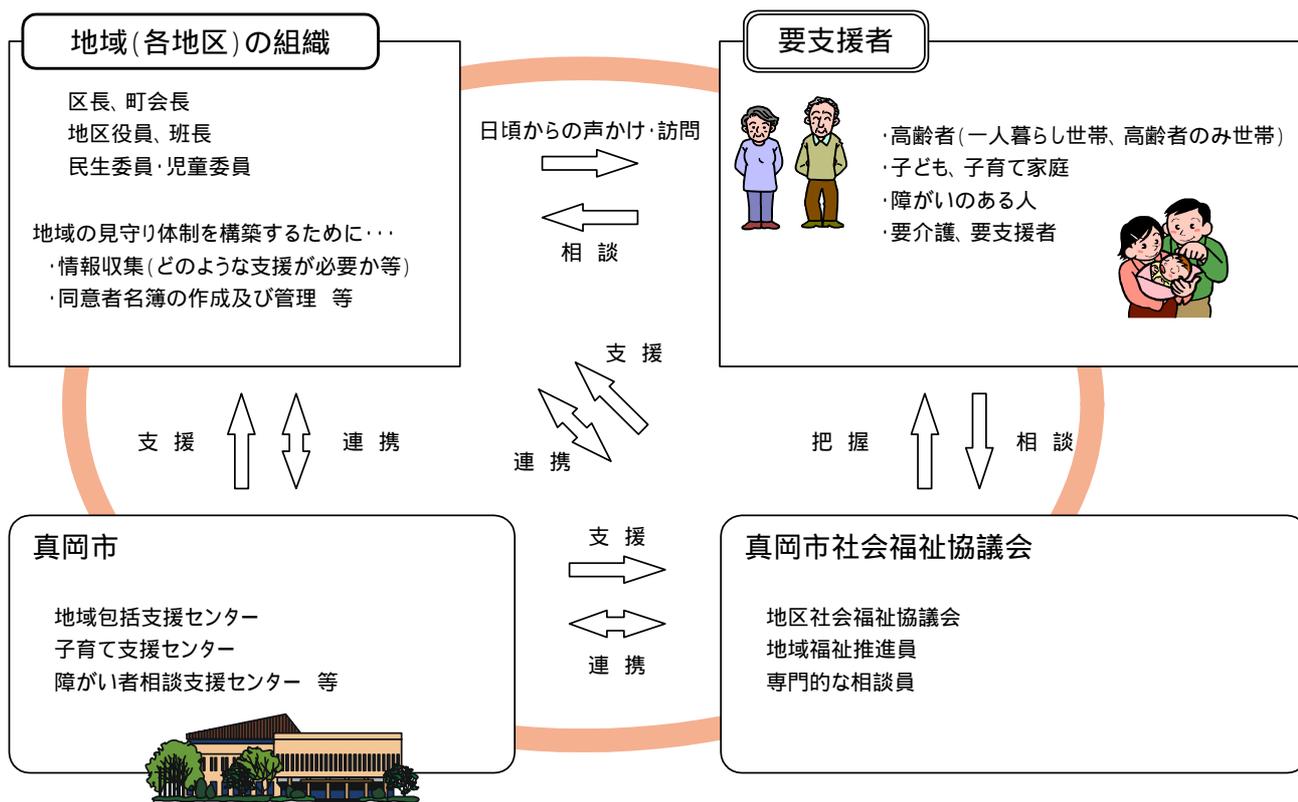
- ・あいさつ、声かけ、見守り活動を積極的に実施しましょう。
- ・地域の活動や行事に積極的に参加しましょう。
- ・隣近所で支援が必要な方の情報を共有しましょう。

地域・市民団体・事業者等

- ・自治会や町内会の活動内容の充実や周知による会員の増加に努めましょう。
- ・地域の助け合いや支え合いの方法等について話し合い、実践してみましょう。
- ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係機関や団体、行政との連携を深めましょう。

真岡市ふれあい地域づくり事業

高齢者等見守りネットワーク



(2) 福祉意識の向上のための取組み

社会福祉の基本は、個人や家族では解決することができない生活上の問題等について社会全体で考え、支えるための仕組みをつくることです。現在では、地域での相互扶助機能の弱体化などにより、地域の生活課題を地域自ら解決することが困難な状況になりつつあります。

『現状と課題』

- ・地域福祉の考え方を市民により浸透させる必要がある。
- ・地域社会全体の福祉問題を考えるには、家庭、地域、学校、福祉の現場がさらなる連携をした教育・学習体制を強化する必要がある。
- ・市民意識調査において、近所で何らかの支援を必要としている方への日常生活上の手助けについて、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」の回答が比較的多い。

市における施策の方向

『施策の基本的事項』

- ・市民一人一人が地域福祉への理解と関心を高めるための取組みを推進します。
- ・学校教育、生涯学習、家庭内の教育など幅の広い福祉教育を推進することが必要です。

市の推進項目	取組み内容
地域福祉の広報活動の充実	・地域福祉活動の必要性や活動事例を、広報紙などを通じて広く周知し、地域福祉活動の啓発を図ります。
福祉教育・福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や関係団体、地域が連携し、幼少期からの高齢者や障がいのある人、幼児などとの交流事業や体験学習を実施し、“福祉の心”の醸成を図ります。 ・子育てや介護、障がいのある人への支援などについての学習機会を提供し、市民の福祉意識の醸成を図ります。

社会福祉協議会における活動の方向

『活動の基本的事項』

- ・地域福祉意識の醸成を図るために、福祉教育や交流活動を推進します。
- ・地域の活動団体間のつながりを強化します。

社会福祉協議会の活動	取組み内容
福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者、乳幼児などとのふれあい事業や体験学習等を実施し、児童・生徒の地域福祉への理解と意欲を高めます。 【具体的事業】 ・福祉講話の実施 ・小・中学生を対象とした高齢者や障がい者の疑似体験学習の実施 ・小学生を対象としたふれあい体験講座の実施 ・中学生及び高校生を対象としたボランティアスクールの実施 ・おじいちゃん保父事業
各種大会等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動団体間の交流を活性化するため各種大会等を充実し、連帯感の醸成や連携体制の構築を図ります。 【具体的事業】 ・ふれあいフェスティバル ・老人・障害者合同スポーツ大会 ・市民ゴルフ大会 ・わたの花趣味クラブ発表会 ・市民全体が福祉について考え、参加者が自らの活動への意欲をより高める機会とするため「真岡市社会福祉大会」を開催します。 【具体的事業】 ・社会福祉大会の開催
地域の福祉活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベント等の支援を行い、地域福祉活動を活性化します。
子どもたちと高齢者のふれあい訪問活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化・核家族化の進行に伴い、子どもたちと高齢者のふれあう機会が少なくなっています。そこで、子どもたちが高齢者への思いやりや親切心を養うこと、また、高齢者の社会的孤立感の解消等を行なうことが必要です。

市民や地域に期待する役割

市民

- ・家庭内や隣近所同士で地域福祉について話し合ってみましょう。
- ・広報紙等に掲載されている地域活動に目を向け、自分に何ができるか考えましょう。
- ・地域や関係団体、行政等が開催する福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。

地域・市民団体・事業者等

- ・地域の現状や地域が抱える福祉などの課題について話し合う機会をつくりましょう。
- ・地域福祉活動の周知について、積極的に活動内容を発信するなど主体的に関わりましょう。
- ・学校や福祉の現場と連携し、福祉教育を充実しましょう。



(3) 福祉活動を担う人材の育成

市民の生活課題は多様化しており、必ずしも画一的な福祉サービスにより充足されるものではなく、公的なサービスや民間によるサービス、さらには市民と地域の協力を組み合わせ解決することが必要になっています。そのためには、行政や福祉サービス提供事業者だけでなく、ボランティアやNPOの関係団体等、さまざまな人々の協力や連携のもとに、地域の課題解決に向け取り組む必要があります。

『現状と課題』

- ・地域における高齢化、核家族化、さらには共働き世帯の増加に伴い、幅広い年齢層において、地域福祉活動の担い手が確保できない状況がある。
- ・市民意識調査において、NPO 法人やボランティア活動への参加経験について参加した経験がない人は5割を超えて高くなっているが、今後の参加意欲は幅の広い分野で高くなっている。また、参加の条件では、「自分にあった時間や内容の活動」が求められている。

市における施策の方向

『施策の基本的事項』

- ・市民一人一人が地域福祉を推進する担い手であることを自覚し、活動に参加しやすくするための体制の整備や情報提供を行います。
- ・リーダーとして活躍できる人材や活動をコーディネートする人材の育成を図ります。
- ・NPO 法人やボランティア活動への興味や意識が高められるよう支援します。

市の推進項目	取組み内容
地域の多様な人材の育成	・地域福祉に関する講演会等の啓発事業を実施し、地域のリーダーをはじめとする多様な人材の育成確保に努めます。
ボランティア活動の活性化	・ボランティアの活動事例を広報紙やホームページなどにより広く周知し、市民のボランティア活動への参加促進を図ります。 ・ボランティア養成やコーディネート機能の強化に向け、ボランティアセンターの機能充実を支援します。 ・市民ボランティア活動保険制度の導入により、安心してボランティア活動を行えるよう支援します。

社会福祉協議会における活動の方向

『活動の基本的事項』

- ・ 地域における多様な福祉ニーズを把握し、地域住民、福祉関係団体、行政、社会福祉協議会の相互の連携をもとに、地域に必要なボランティア活動の発掘・推進を図ります。
- ・ ボランティアコーディネーターや地域福祉推進員の専門性の向上と社会的な認知を高めるための活動を推進します。

社会福祉協議会の活動	取組み内容
ボランティア養成講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動のきっかけ作りとして手話・点字・朗読・傾聴ボランティアの各種講習会を実施します。 <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの養成及び育成
ボランティア活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内のボランティア活動の普及推進を図るために、ボランティア活動を行なおうとする個人及び団体の登録を推進します。 ・ 共に支えあう地域づくりのため、ボランティア団体が自主的に活動できるよう様々な支援を行います。また、ボランティア活動に関する相談にも応じます。 <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録ボランティア制度の実施
ボランティアセンター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の生活課題に密着した小地域での福祉活動など、幅広い分野で行われているボランティア・市民活動を活性化するために、ボランティアセンターの連携、連絡・調整機能を強化します。
ボランティアコーディネーターの育成及びコーディネート機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域において効果的にボランティア活動を展開するために、ボランティアをしたいと考える個人とボランティアを受け入れる団体や施設等とをつなぐ役割や、地域活動とボランティア団体等とをつなぐコーディネーターの役割を担う人材の育成及びコーディネート機能の強化を図ります。
地域福祉推進員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉推進員の専門性を高めるための研修会等を開催します。

市民や地域に期待する役割

市民

- ・地域の活動やボランティア活動に関心を持ち、理解を深めましょう。
- ・自分の持つ知識や技術が地域活動に生かせないか考えましょう。
- ・ボランティアの養成講座や活動に積極的に参加しましょう。

地域・市民団体・事業者等

- ・地域の市民誰もが参加しやすい活動を目指しましょう。
- ・自治会活動など地域の役員（リーダー）は幅広い人材登用を図りましょう。
- ・ボランティアセンターを積極的に活用しましょう。



基本目標2 充実した福祉サービスのあるまち

(1) 地域福祉ネットワークの構築

地域福祉活動を推進するためには、地域の創意工夫を生かした身近な場所での支え合いの関係をづくり、問題の発見や援助をサポートする活動が重要です。また、地域における多様な生活課題に的確に対応するためには、小地域における支え合いの活動をはじめ、その領域の拡大とともに、小地域間の連携を強化する必要があります。さらに、地域のつながりを強化するためには、一人一人が身近なところでの交流を通じてふれあいを大切にすることが必要です。

『現状と課題』

- ・現在地域で展開されている福祉活動の一つ一つをみると、様々な分野の活動が行われている。これらの活動の連携を図り、地域において総合的な支援体制を構築する必要がある。
- ・各圏域（大圏域から小圏域まで）の地域福祉ネットワークを構築するとともに、圏域間の連携を強化し、多様な福祉課題への支援体制を構築する必要がある。
- ・市民意識調査において、市民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために必要なことについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」の回答が5割を超え最も高いことから、地域福祉活動を展開するためには、小圏域のネットワークが重要な位置づけとなる。

市における施策の方向

『施策の基本的事項』

- ・誰もが気軽に参加できる交流の場を充実します。
- ・小地域における活動の活性化及びネットワークの強化を図ります。
- ・各圏域（大圏域から小圏域まで）毎の地域福祉ネットワークの構築、圏域間の連携体制の強化を図ります。

市の推進項目	取組み内容
地域福祉活動基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・交流活動や相談、情報提供の場を充実し、市民同士の自主的な支え合いの活動を支援します。 ・既存の公共施設などの在り方を検討し、子育て家庭や高齢者など、誰もが身近なところで様々な活動に参加できるよう基盤整備を図ります。

市の推進項目	取組み内容
情報提供と連絡機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ニーズの高い在宅高齢者への支援や認知症など、地域の様々な課題や多様なニーズに対応し、包括的かつ継続的な地域ケアの体制を充実するため、地域包括支援センターの機能強化を図ります。 ・障がい者等の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携を図る相談支援センターを強化します。 ・子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの支援等を総合的に実施する地域子育て支援センターの機能を強化します。
各種団体、サークルなどへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭、高齢者、障がいのある人たちのネットワークを強化するため、各種団体、サークルなどの活動支援を推進します。

社会福祉協議会における活動の方向

『活動の基本的事項』

- ・地域の多様な福祉ニーズに対応するため、地域住民組織や各種団体、行政との連携、協力関係を強化し、課題解決に向けたネットワークづくりを推進します。
- ・住民懇談会やアンケートの結果から、地域に住む人たちの出会いの場、交流の場、仲間作りの場が求められています。

社会福祉協議会の活動	取組み内容
地区社会福祉協議会の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ・より身近できめ細かな地域福祉活動が展開できるよう地区社会福祉協議会の機能の強化及び支援の充実を図ります。
生きがいづくりやふれあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民同士が気軽に集える地域の交流の場“サロンづくり”の推進を図ります。

市民や地域に期待する役割

市民

- ・近所で孤立していたり、閉じこもりがちな人に声をかけ、サロン活動やサークル活動に参加しましょう。
- ・まずは隣近所のネットワークをつくりましょう。
- ・自治会・町内会の活動や交流事業に積極的に参加しましょう。

地域・市民団体・事業者等

- ・地域活動の拠点づくりの充実に努めましょう。
- ・地域に必要なネットワーク機能を検討し、社会福祉協議会や行政に相談してみましょう。
- ・地域の自主的な活動の周知に努めましょう。



(2) 地域における福祉サービスの充実

住み慣れた地域で自分らしく安心して自立した生活が送れることは、すべての市民の願いです。地域には、高齢者や障がい者、子育て家庭など様々な人々が生活しており、支援を必要としている人の生活課題は多岐にわたっています。

このため、高齢者や障がい者、子育て家庭など支援や介護を必要とする人が、住み慣れた地域で快適に安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実に努めるとともに、地域や関係機関・団体との連携を深め支援することが必要です。

『現状と課題』

- ・ 社会保障・社会福祉制度の運営・給付には、少子高齢化や核家族化などの社会状況の変化に柔軟に対応するための取組みが求められている。
- ・ 保健、児童福祉、母子福祉、子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉などの保健福祉施策は、現在の制度以外のきめ細かな提供体制が求められている。

市における施策の方向

『施策の基本的事項』

- ・ 市における各保健福祉計画の推進を図ります。
- ・ 社会福祉協議会等、関係機関・団体、地域住民等と連携し、セーフティーネットの強化を目指し、地域に必要なサービスの展開を図ります。

市の推進項目	取組み内容
社会福祉協議会支援の強化	・ 社会福祉協議会との連携を強化し、活動支援を充実します。
関係機関・団体の福祉力の強化	・ 幅広く地域の生活課題に密着した活動を図るため、民生委員・児童委員や関係機関・団体の福祉研修内容の充実を図ります。 ・ 民生委員・児童委員や関係機関・団体の活動内容等を広報紙などを通じて広く周知し、地域で福祉活動を担う民生委員・児童委員等の認知度の向上を図ります。
子育て支援の充実	・ 「三つ子の魂子育てプラン」に基づき、地域子育て支援センターの機能強化や放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの充実、子育てサロンの支援強化など、地域における子育て支援の充実を図ります。
高齢者福祉施策の充実	・ 「真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防ボランティアの育成やサロン活動の充実など、地域における介護予防の推進や生きがいづくりの推進を図ります。

市の推進項目	取組み内容
障がい者施策の充実	・「真岡市障害者計画・障害福祉計画」に基づき、障害者相談員の周知や障がい福祉サービス基盤の充実、相談支援事業など地域生活支援事業の充実を図ります。
健康づくりの推進	・「健康増進計画（真岡市健康 21 プラン）」に基づき、乳幼児から高齢者まで、地域で健康づくりを支援する保健サービスを充実します。

社会福祉協議会における活動の方向

『活動の基本的事項』

- ・支援が必要な人が地域において自立し、安心して暮らすことができるようきめ細かな福祉サービスの充実に努めます。

社会福祉協議会の活動	取組み内容
見守り活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において支援が必要な人の見守り活動を推進します。 【具体的事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・老人給食サービス事業の実施
生きがいづくりやふれあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等が地域で生きがいをもって生活できるよう支援します。 【具体的事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいデイサービス事業の運営受託
要支援者への日常的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人など要支援者の自立と社会参加を支援するための取組みを充実します。 【具体的事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害児通園ホーム『ひまわり園』の運営受託 ・就労継続支援B型『真岡さくら作業所』の運営 ・地域活動支援センター『さくらんぼ』の運営受託
低所得世帯への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯への支援を充実し、自立を促します。 【具体的事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉金庫貸付事業 ・生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金貸付事業 ・愛の基金交付事業

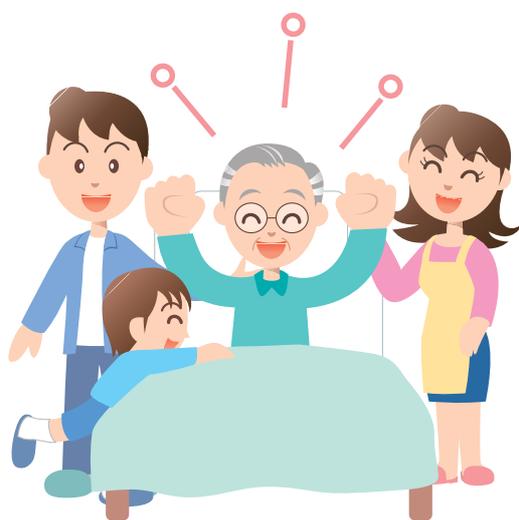
市民や地域に期待する役割

市民

- ・市の保健や福祉の計画に興味をもち、どのような施策が展開されているか理解し、計画の推進に協力しましょう。

地域・市民団体・事業者等

- ・市の保健や福祉の計画、地域の課題について話し合い、地域で必要なサービス（インフォーマルサービス等）の創出に取り組みましょう。
- ・インフォーマルサービスをフォーマルサービスにつなげるための連携体制を構築しましょう。



(3) 相談体制と情報提供の充実

福祉制度の改正やサービス提供主体が多様化する中、利用者が自分にあった福祉サービスを選択し利用するためには、各種法制度や事業者のサービス内容等の情報が適切に提供されることが必要です。また、地域で支援を必要としている人に対して福祉サービスが適切に提供されるよう、個々の状況に応じたきめ細かな相談体制の充実が必要です。

『現状と課題』

- ・市民意識調査において、悩みや不安についての相談先としては、「家族・親族」等が多く、市役所の窓口、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などの専門員への相談は少なくなっている。また、利用者が最適な福祉サービスを安心して利用するために必要なこととしては、「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する」「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」の回答が多くなっている。

市における施策の方向

『施策の基本的事項』

- ・広報紙、ホームページ、パンフレットなどの様々な媒体を通じて効果的な情報提供を充実します。
- ・県や市の関係機関や各種団体及び地域との連携を深めた相談体制の強化を図ります。

市の推進項目	取組み内容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や団体等との連携を強化し、ケース会議・事例研究等を通じ地域の実態を把握するとともに、各種相談員の資質向上を図り、相談対応の充実強化を図ります。 ・介護や障がいなどにより外出が困難な方に対し、地域における相談体制の充実を図ります。
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やパンフレット、ホームページ等の情報媒体を活用し、福祉サービスの情報が得られるよう提供を行います。 ・関係機関や団体等との情報を共有し、利用する側に立った効果的な情報提供を充実します。

社会福祉協議会における活動の方向

『活動の基本的事項』

- ・ 地域住民の悩みごとや心配事が多様化・深化している中、より専門的な立場から相談に応じることができる体制の整備に努めます。
- ・ 地域における福祉活動状況や社会福祉協議会の活動内容などを積極的に発信し、地域福祉活動の地域への浸透を図るとともに各事業の情報提供に努めます。

社会福祉協議会の活動	取組み内容
相談窓口や相談員の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で相談に対応する各種相談員の活動を広く周知するとともに市社会福祉協議会の相談窓口の周知を図り、気軽に相談できる場をつくれます。
各種相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様化・深化している心配ごと等の相談に対応できるように、相談員や日常生活自立支援事業の専門員及び生活支援員の資質の向上を図り、相談対応の充実強化を図ります。 <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心配ごと相談所の開設 ・ 無料法律相談所の開設 ・ 日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施
地域福祉の広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会ホームページや広報紙を充実し、地域住民が求める情報提供体制の整備を図ります。 ・ 市民の福祉意識を具体的な活動へつなげるため、福祉に関する情報を発信していきます。 <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページの充実 ・ 広報紙「真岡市社会福祉協議会だより」の発行 ・ 市の広報紙「広報もおか」及び「ウィークリーニュースもおか」での情報提供

市民や地域に期待する役割

市民

- ・ひとりで悩まず相談してみましよう。
- ・地域の民生委員・児童委員や介護相談員等の専門員、行政などの相談窓口を知りましよう。
- ・行政や地域から発行される情報紙に目を通しましよう。

地域・市民団体・事業者等

- ・相談窓口や民生委員・児童委員等の相談員の情報を地域に広めましよう。
- ・自治会活動等の地域の情報を積極的に発信しましよう。



(4) 福祉サービスの質的向上

福祉サービスを充実することは、利用者自らがサービスを選択し、契約に基づいて利用できるようにする提供体制の充実だけでなく、利用者の声を広く集め、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につなげていくことが必要です。

『現状と課題』

- ・近年の保健福祉課題は多様化・深化しており、サービス提供事業者の専門性の確保や、行政職員などの相談員の資質の向上が求められている。
- ・利用者が自分にあった福祉サービスを選択し利用するために、第三者評価制度の導入など、サービスの質の向上と、適切なサービス選択に役立つための情報提供体制の構築が求められています。

市における施策の方向

『施策の基本的事項』

- ・サービスを利用する側とサービスを提供する事業者は対等な立場であるとの認識のもと、利用者側が不利益を被らないよう、サービスの質の向上に向けた取組みの推進や苦情解決のための体制を充実します。

市の推進項目	取組み内容
福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化、深化する相談に対し、相談業務担当者が専門性を発揮できるよう、質の向上を図るための研修を実施します。 ・福祉サービス従事者等の研修を促進し、専門的に携わる関係者の質の向上を図ります。
苦情解決体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業者が、利用者からの苦情に対し適切に対応することで利用者の満足度を高めるとともに、苦情内容などの情報を把握し、苦情解決からサービスの質の向上へとつなげる体制を整備します。
評価制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業者が積極的に評価制度を活用し、サービスの質の向上へとつなげられるよう体制を整備します。
市民の実態把握の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のニーズや地域の実態を把握し、サービス提供事業者や関係機関等に情報提供を行い、サービスの質の向上へとつなげられるよう体制を整備します。
サービス提供事業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業者などが実施する事業所内研修について助言するなどの適切な支援を行います。

社会福祉協議会における活動の方向

『活動の基本的事項』

- ・ 地区社会福祉協議会の機能を強化することにより小地域福祉活動を充実させ、地域住民の要望等を取り入れた質の高い活動を推進します。

社会福祉協議会の活動	取組み内容
社会福祉協議会職員の資質向上	・ 社会福祉協議会職員の資質向上を図るため、研修等の充実を図ります。
地区社会福祉協議会の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ より身近できめ細かな地域福祉活動が展開できるよう地区社会福祉協議会の機能の強化及び支援の充実を図ります。 ・ 地区社会福祉協議会の活性化を図るために、地区社会福祉協議会相互の交流を促進し、情報交換の場を設けます。
運営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉推進のための財源となる基金の造成に努め、充実した事業推進を図るとともに、社会福祉協議会活動の理解を求め支援者の拡大に努めます。 <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会会員の拡大 ・ 地域福祉振興基金（わたのみ基金）の造成及び適切な運用 ・ チャリティー市民ゴルフ大会の支援
地域福祉活動計画の評価・管理の推進	・ 地域福祉活動計画の点検及び評価を実施し、効果的な地域福祉活動の展開を図ります。

市民や地域に期待する役割

市民

- ・ 福祉サービスや制度について興味をもち、内容の理解を深めましょう。

地域・市民団体・事業者等

- ・ 利用者に分かりやすい情報提供に努めるとともに、サービスの質の向上や職員の資質・専門性の向上に努めましょう。
- ・ 県や市で実施する各種研修会等へ積極的に参加しましょう。
- ・ 利用者の声の把握・集積に努め、より良いサービス提供体制を構築しましょう。

基本目標3 安全で安心して暮らし続けられるまち

(1) 暮らしやすい住環境の整備

地域には子どもから高齢者まで様々な人が生活しています。高齢化により、車の運転が難しくなったり、長距離を徒歩で移動することが困難な高齢者が増えています。また、子育て家庭や障がいのある人など、誰もが安心して、快適に利用できる生活道路や公共施設の整備などが求められています。

『現状と課題』

- ・高齢者や障がいのある人の移動手段の確保が求められている。
- ・公共施設や歩行空間等、誰もが安心して快適に利用できる環境づくりが求められている。

市における施策の方向

『施策の基本的事項』

- ・自分の力で移動することが困難な人のための公共交通の利便性の向上を図ります。
- ・公共施設や道路、歩道などのユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。

市の推進項目	取組み内容
ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道や道路などユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。 ・公共施設等において、誰にでも分かりやすい案内表示や点字、音声案内など、利用しやすい施設整備に努めます。
利用しやすい交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦や高齢者、障がい者など移送ニーズを把握し、交通手段の整備に努めます。 ・デマンドタクシーやコミュニティバスを運行し、生活交通手段の確保や利便性の向上を図ります。
環境美化のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を美しく保つための環境美化活動を推進します。

バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーとは、建築物や道路等において段差など移動に係る物理的な障壁（バリア）が取り除かれた状態を指します。最近では、ノーマライゼーションの考え方の浸透により、バリアフリーの概念の意味や内容が拡大され、物理的な障壁が取り除かれた状態だけでなく、社会的、心理的、制度的なものも含むようになっていきます。

また、ユニバーサルデザインは障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方です。

社会福祉協議会における活動の方向

『活動の基本的事項』

- ・誰もが安心して快適に社会参加できるよう、外出や移動手段の確保などユニバーサルデザインに基づいた活動を推進します。

社会福祉協議会の活動	取組み内容
各種貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種貸出事業を充実し、障がいのある方等の積極的な社会参加を支援します。 <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉車両及び車イス等貸出事業
子どもの遊び場等環境整備事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の公園等が快適に利用できるよう、また、利用促進を図るための環境整備に努めます。 <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会を対象に子どもの遊び場整備助成 ・子どもの遊び場等ベンチ設置事業

市民や地域に期待する役割

市民

- ・通行に支障があるなどの情報提供をしましょう。
- ・障がいのある人、子ども連れの家族などがどのような場合に通行などに不便を感じるか考えてみましょう。
- ・まちで困っている人がいたら、声をかけ、手を差し伸べましょう。
- ・まちの環境美化に努めましょう。

地域・市民団体・事業者等

- ・地域の交通環境や既存の公共施設など、危険な箇所について把握し、市への情報提供や地域で可能な改善策に取り組みましょう。
- ・まちの環境美化活動を活性化しましょう。

(2) 安心して暮らせる環境の整備

市民が安心して暮らせる環境をつくるためには、日頃からの災害や犯罪に備えたまちづくりが必要です。特に自力で避難することが困難な人をはじめとする災害時要援護者の安全確保は極めて重要な課題となっています。

『現状と課題』

- ・災害時は要援護者などの救助など、身近な地域での初動体制の確保が重要となる。
- ・災害時の公共施設の在り方が課題となっている。
- ・高齢者の交通事故や子どもたちを狙った犯罪が問題となっている。

市における施策の方向

『施策の基本的事項』

- ・行政と地域、関係機関・団体との協働による防災・防犯体制を強化します。
- ・市民の防災・防犯に対する意識の向上を図ります。
- ・見守り・声かけ活動を活性化し、災害や犯罪に強い地域づくりを進めます。

市の推進項目	取組み内容
災害時要援護者避難支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者名簿を整備し、関係機関との情報の共有などの連携を強化します。 ・災害時に高齢者や障がい者、児童、乳幼児などが適切に避難できるよう「災害時要援護者支援計画」の推進体制を強化するとともに、その周知を図ります。 ・福祉避難所の確保など災害時にも対応できる公共施設の整備に努めます。 ・事業者との事前協議を推進し、身近な地域における福祉避難所の確保に努めます。
自主防災・防犯活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練・防犯活動を通じ、地域の安全は地域で守る意識の醸成を図ります。 ・地域における自主防災活動の組織づくりを推進します。
交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者などの交通弱者の交通事故を防止するため、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の充実に努めます。
消費生活相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談体制を充実し、消費者被害の実態を把握し、被害防止に向けた情報提供の充実に努めます。
防災・防犯に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯に配慮したまちづくりを推進します。

社会福祉協議会における活動の方向

『活動の基本的事項』

- ・ 平常時から災害時要援護者の把握など、地域住民や行政と連携した活動を推進します。
- ・ 災害発生時には迅速な災害ボランティアセンターの立ち上げや、関係機関等との連携体制の確保が必要です。

社会福祉協議会の活動	取組み内容
災害時における連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等と連携し、災害時を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練等、災害時におけるボランティア体制の充実を図ります。 ・ 災害時における近隣市町村社会福祉協議会との連携体制を確保します。 <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時ボランティア活動マニュアルの作成
災害時要援護者安否確認体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者名簿を整備し、災害時のすみやかな安否確認体制と行政機関等関係機関との連携を強化します。 <p>【摘要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人給食サービス事業利用者 ・ 日常生活自立支援事業利用者 他

市民や地域に期待する役割

市民

- ・ 日ごろから防災、防犯に対する意識を深めましょう。
- ・ 地域の防災・防犯活動に参加しましょう。
- ・ 見守り・声かけを積極的に行いましょう。

地域・市民団体・事業者等

- ・ 自主防災防犯組織の充実に努めましょう。
- ・ 要援護者の情報を地域で共有し、市民や関係機関との協力体制を築きましょう。
- ・ 下校時など、子どもたちの見守りや防犯パトロールを強化しましょう。

(3) 市民一人一人の人権の尊重

現在の福祉サービスは措置から契約に制度移行されており、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方に対しての権利擁護の必要性が高まっています。また、高齢化が進行し、一人暮らし高齢者や認知症高齢者などの増加が予測され、¹ 権利擁護事業や² 成年後見制度などの支援や権利が保障されるシステムの整備が求められています。さらに最近では、児童虐待や高齢者虐待などが表面化し、すべての人の人権の侵害や阻害を許さない社会の構築が求められています。

『現状と課題』

- ・一人暮らし高齢者や認知症高齢者などの増加が見込まれており、介護保険法の改正においては、今後増加する認知症高齢者の対策として市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要があるとされています。
- ・児童虐待や高齢者虐待などの有効な防止策として、地域における見守り・通報体制の確立が重要となっています。

市における施策の方向

『施策の基本的事項』

- ・権利擁護事業や成年後見人制度の普及・啓発活動を推進します。
- ・判断能力が十分でない人への支援を充実します。
- ・一人一人の人権が守られるよう関係機関等と連携し人権侵害の防止に努めます。

市の推進項目	取組み内容
権利擁護の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護事業や成年後見人制度について広く周知するとともに、利用等についての相談窓口を充実します。 ・判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の支援を行います。 ・地域包括支援センターや民生委員・児童委員と連携し、対象者の把握や利用促進に努めます。
男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女がともにあらゆる分野の地域活動に参加することはもちろんのこと、地域活動の担い手として参加を促進するために、男女共同参画の意識の啓発を図ります。

1 権利擁護事業

認知症や知的障がい・精神障がい等により、判断能力が不十分な為、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行うものです。

2 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービス、施設への入所に関する契約及び遺産分割の協議などについて支援し、財産や権利等を保護する制度です。

市の推進項目	取組み内容
虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）防止の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における見守り体制の充実を図ります。 ・ 児童虐待、高齢者虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。 ・ 虐待や DV（ドメスティックバイオレンス）防止に向けた相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。 ・ 虐待や DV（ドメスティックバイオレンス）防止に向けた啓発活動を充実します。

社会福祉協議会における活動の方向

『活動の基本的事項』

- ・ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

社会福祉協議会の活動	取組み内容
権利擁護事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者等の判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう権利擁護事業の推進を図ります。 <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔再掲〕日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施
成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の利用促進に向けた広報周知活動に努めます。

市民や地域に期待する役割

市民

- ・ お互いの人権を尊重しましょう。
- ・ 権利擁護や成年後見制度、人権についてなど知識を深めましょう。
- ・ 見守り・声かけを積極的に行いましょう。

地域・市民団体・事業者等

- ・ 不安を抱えている人に相談窓口を紹介しましょう。
- ・ 権利擁護や成年後見制度等が必要な人の情報を関係機関等に提供しましょう。
- ・ 虐待防止など、地域の見守り活動を強化しましょう。

第3章 地域福祉の推進体制等

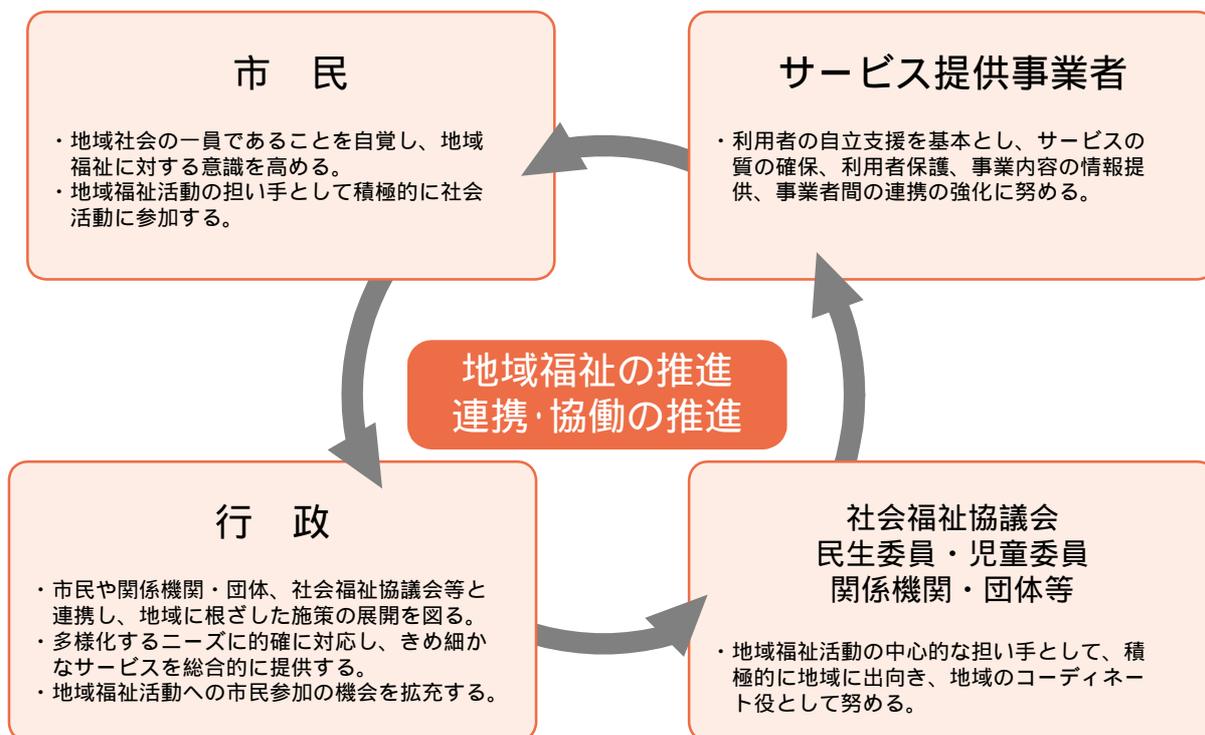
地域福祉を効果的に推進するためには、地域福祉活動が基本的に市民や住民組織等によって自主的に担われ、その活動によって生じた様々な課題や問題に対して、真岡市社会福祉協議会や行政が支援するという基本的な仕組みを構築することが必要です。

そのためには、市民や自治会、民生委員・児童委員等の関係団体、真岡市社会福祉協議会、行政の新たな役割分担を構築し、地域ぐるみで市民同士が日常生活の改善に向け一定の関わりを持ち続け、行政においては従来の方策とは異なった視点で地域福祉施策を充実することが求められています。

1 連携体制の強化

地域における生活課題や福祉に対するニーズが増大・多様化する一方で、少子高齢化に代表されるような地域社会の変容や社会福祉財政の増大、これから起こりうる新たな社会問題等、福祉行政が抱える課題をどのように“地域の福祉力”で解決できるかが重要になっていきます。

また、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れる社会」を実現するためには、市民や自治会、関係機関・団体、真岡市社会福祉協議会、行政等がそれぞれ担う役割を明らかにし、協働による新たな福祉社会づくりを進め、市民の誰もが安心感を得られる生活環境を整備することが必要です。

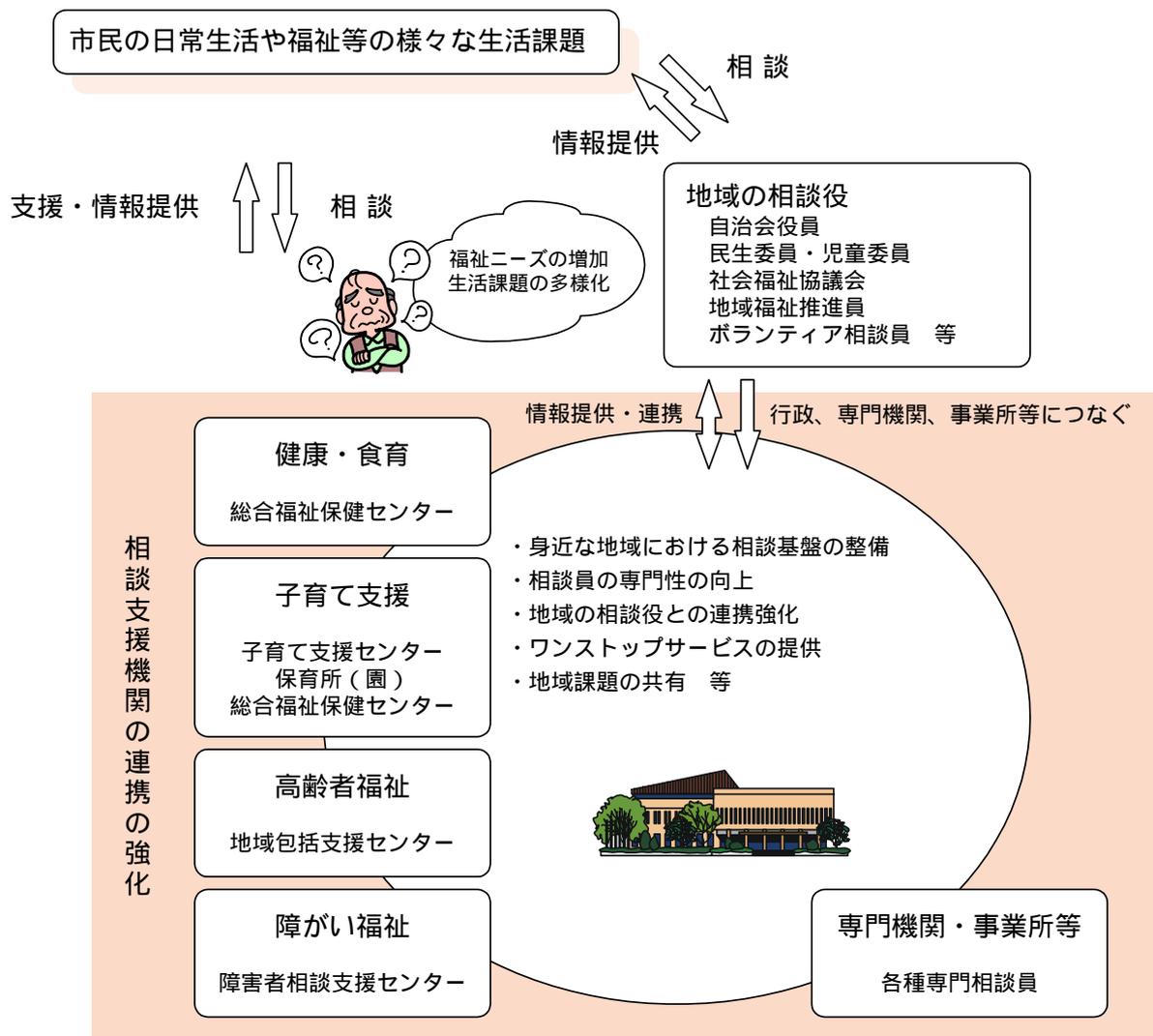


2 相談支援体制の強化

市民の誰もが地域で自立し、安心感を得ながら生活を送るためには、市民が日常生活や福祉等の様々な生活課題に直面したとき、地域の中で十分な相談支援を受けることができ、その個々の状況に応じたサービスを適切に選択・利用できる仕組みがなければいけません。

そのためには、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、障害児者相談支援センター等で行ってきた相談支援体制をさらに強化するために、身近な地域で相談できるための基盤整備や市民が抱える生活課題や福祉に対するニーズが増大・多様化に対応するための相談員の専門性の向上、複数の相談機関の連携対応など、相談支援体制の強化・充実を図ることが重要です。

また、民生委員・児童委員をはじめとする地域の相談役、社会福祉協議会、行政との連携を一層深め、地域に根ざした総合的・一体的な相談支援体制を構築することが必要です。



3 計画の進捗及び評価

(1) 計画の公表

地域福祉を推進するためには、この計画が目指す地域福祉の方向性や各種の取組みについて、市民や関係機関・団体、事業所、行政等、計画に関係するすべての人が共通の理解をもつことが重要です。

このため、市の広報紙やホームページ等を通じ、この計画を公表し、市及び真岡市社会福祉協議会が目指す地域福祉について市民等に幅広く周知します。

(2) 計画の進捗及び評価

この計画は、市民や住民組織、関係機関・団体、行政等の協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、市民を含めた進捗管理を行う必要があります。

このため、真岡市社会福祉協議会においては、「真岡市地域福祉に関する地区懇談会(仮称)」や「真岡市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会(仮称)」を設置し、市民等の意見を聴取し、市においては、「真岡市地域福祉計画推進委員会(仮称)」を設置し、関係各課による部門別計画の進捗状況や相互の連携により、この計画の評価・点検を行い、効果的な計画の進行管理を図ります。

資料編

1 策定の経緯

年 月 日	協議事項等の内容
平成 22 年 7 月 28 日	第 1 回真岡市地域福祉計画庁内検討委員会専門部会 ・地域福祉計画の概要について ・真岡市地域福祉計画策定体制及び策定スケジュールについて ・市民アンケート調査（地域福祉に関する意識調査）（案）について
8 月 11 日	第 1 回真岡市地域福祉計画庁内検討委員会 ・地域福祉計画の概要について ・真岡市地域福祉計画策定体制及び策定スケジュールについて ・市民アンケート調査（地域福祉に関する意識調査）（案）について ・住民懇談会（案）について
9 月 1 日	第 1 回真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉計画の概要について ・真岡市地域福祉計画策定体制及び策定スケジュールについて ・地域福祉に関する意識調査（市民アンケート）（案）について ・住民懇談会（案）について
11 月 12 日	第 1 回住民懇談会
11 月 26 日	第 2 回住民懇談会
12 月 16 日	第 3 回住民懇談会
平成 23 年 1 月 31 日	第 2 回真岡市地域福祉計画庁内検討委員会専門部会 ・意識調査報告書について ・住民懇談会について ・地域福祉活動計画について
2 月 9 日	第 2 回真岡市地域福祉計画庁内検討委員会 ・市民アンケートの結果について ・住民懇談会の結果について
2 月 16 日	第 2 回真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・市民アンケートの結果について ・住民懇談会の結果について

年 月 日	協議事項等の内容
平成 24 年 3 月 19 日	第 3 回真岡市地域福祉計画庁内検討委員会専門部会 ・真岡市地域福祉計画、地域福祉活動計画（素案）について ・計画素案「総論」の協議 ・計画素案「各論」の協議
3 月 30 日	第 1 回真岡市地域福祉活動計画作業委員会 ・作業委員の委嘱 ・素案の検討 ・アンケート等の調査結果による新たな事業等の地区社会福祉協議会提案の提起
4 月 25 日	第 2 回真岡市地域福祉活動計画作業委員会 ・福祉課題解決策提案書の検討について
5 月 28 日	第 3 回真岡市地域福祉活動計画作業委員会 ・真岡市地域福祉活動計画最終素案について
6 月 13 日	第 4 回真岡市地域福祉計画庁内検討委員会専門部会 ・地域福祉計画素案の検討について
6 月 20 日	第 3 回真岡市地域福祉計画庁内検討委員会 ・真岡市地域福祉計画・真岡市地域福祉活動計画素案について
6 月 25 日	第 3 回真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・真岡市地域福祉計画・真岡市地域福祉活動計画素案について
7 月 9 日～7 月 27 日	パブリックコメント実施

2 各種委員会設置要綱等

(1) 真岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、真岡市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 保健、医療及び福祉に関係のある者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 市民団体の代表者
- (6) 公募に応じた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条に掲げる報告を終えたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から適用する。

真岡市地域福祉計画策定委員会名簿

	氏 名	当号	備 考
1	横 山 直 史	1号	栃木行政相談委員協議会長 宇都宮保護観察所芳賀保護区保護司
2	保 坂 享	2号	真岡市民生委員児童委員協議会
3	水 沼 泉	2号	真岡市老人クラブ連合会
4	川 又 照 子	2号	真岡市女性団体連絡協議会
5	村 上 八 郎	2号	真岡市ボランティア連絡協議会
6	加 藤 千代子	2号	真岡市母子寡婦福祉会
7	大田和 作 夫	2号	真岡市身体障害者福祉会
8	佐 護 操	2号	(財)栃木県知的障害者育成会真岡支部
9	飯 野 ス ミ	2号	真岡市精神障害者家族会
10	上 野 洋 子	2号	真岡市在宅介護者家族の会
11	廣 瀬 泰 宏	3号	芳賀郡市医師会真岡支部
12	泉 田 好 男	3号	介護保険施設代表
13	石 塚 光 清	3号	N P O 法人代表
14	中 山 景 子	4号	真岡市小中学校長会
15	天 川 裕 一	4号	真岡市 P T A 連絡協議会
16	上 野 一 男	4号	民間保育園代表
17	宇南山 照 元	4号	幼稚園代表
18	峯 田 靖	5号	真岡市自治会連合会
19	山 岸 正 常	5号	真岡市地域公民館連絡協議会
20	福 村 典 正	5号	真岡人権擁護委員協議会真岡市部会
21	阿 嶋 ミチ子	6号	公募委員
22	飯 山 美代子	6号	公募委員
23	石 川 五 郎	6号	公募委員
24	齋 藤 順 子	6号	公募委員
25	中 村 節 子	6号	公募委員

備考欄は委嘱当時のものです。

(2) 真岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会(以下「社協」という。)の今後の活動の方針となる地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)の案を策定するために、真岡市地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 活動計画の調査研究に関すること
- (2) 活動計画の案の策定に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか活動計画の案の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから社協の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 保健、医療及び福祉に関係のある者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 市民団体の代表者
- (6) 公募に応じた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の案の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は会務を統括し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、必要と認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、活動計画の案を策定したときは、会長に報告するものとする。この場合において、会長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

(作業委員会)

第8条 策定委員会に、活動計画の策定に関して住民の意見を直接反映させるため、真岡市地域福祉活動計画作業委員会(以下「作業委員会」という。)を置く。

2 作業委員会は、委員24名以内をもって組織する。

- 3 作業委員会に委員長及び副委員長5名を置く。
- 4 作業委員会の会議は、作業委員長が招集し、その議長となる。
- 5 作業副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 作業委員会は、必要と認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴くことができる。

(アドバイザー)

第9条 策定委員会に、活動計画の策定に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、社会福祉関係の専門的な知識、技術及び見識を有する者のうちから会長が委嘱する。

(策定委員会及び作業委員会の庶務)

第10条 策定委員会及び作業委員会の庶務は、社協で処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会及び作業委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から適用する。



写真：真岡市地域福祉活動計画作業委員会 開催状況

真岡市地域福祉活動計画策定委員会名簿

要綱第3条第2項		氏名	備考
号	選出区分		
1	学識経験者	横山直史	栃木行政相談委員協議会長 宇都宮保護観察所芳賀保護区保護司
2	社会福祉関係団体の代表者	保坂享	真岡市民生委員児童委員協議会推薦
		水沼泉	真岡市老人クラブ連合会推薦
		川又照子	真岡市女性団体連絡協議会推薦
		村上八郎	真岡市ボランティア連絡協議会推薦
		加藤千代子	真岡市母子寡婦福祉会推薦
		大田和作夫	真岡市身体障害者福祉会推薦
		佐護操	(財)栃木県知的障害者育成会真岡支部推薦
		飯野スミ	真岡市精神障害者家族会推薦
		上野洋子	真岡市在宅介護者家族の会推薦
3	保健、医療及び福祉に関係のある者	廣瀬泰宏	芳賀郡市医師会真岡支部推薦
		泉田好男	介護保険施設代表
		石塚光清	NPO法人代表
4	教育に関係のある者	中山景子	真岡市小中学校長会推薦
		天川裕一	真岡市PTA連絡協議会推薦
		上野一男	民間保育園代表
		宇南山照元	幼稚園代表
5	市民団体の代表者	峯田靖	真岡市自治会連合会推薦
		山岸正常	真岡市地域公民館連絡協議会推薦
		福村典正	真岡人権擁護委員協議会真岡市部会推薦
6	公募に応じた者	阿嶋ミチ子	公募委員
		飯山美代子	公募委員
		石川五郎	公募委員
		齋藤順子	公募委員
		中村節子	公募委員
1	アドバイザー	大石剛史	国際医療福祉大学

備考欄は委嘱当時のものです。

真岡市地域福祉活動計画作業委員会名簿

No.	委員名	備考
1	原田 三千雄	真岡地区社会福祉協議会(自治会)
2	石坂 博	真岡地区社会福祉協議会(自治会)
3	中野 貢司	真岡地区社会福祉協議会(自治会)
4	飯山 長重	真岡地区社会福祉協議会(自治会)
5	佐々木 實	真岡地区社会福祉協議会(民生委員)
6	小松崎 肇子	真岡地区社会福祉協議会(民生委員)
7	沖村 榮	真岡地区社会福祉協議会(民生委員)
8	細屋 京子	真岡地区社会福祉協議会(民生委員)
9	小堀 守	山前地区社会福祉協議会(自治会)
10	保坂 享	山前地区社会福祉協議会(民生委員)
11	柴山 武	山前地区社会福祉協議会(民生委員)
12	沖杉 榮	山前地区社会福祉協議会(民生委員)
13	天川 充	大内地区社会福祉協議会(自治会)
14	柳田 正男	大内地区社会福祉協議会(民生委員)
15	大塚 達人	大内地区社会福祉協議会(民生委員)
16	日下田 洋子	大内地区社会福祉協議会(民生委員)
17	仙波 英夫	中村地区社会福祉協議会(自治会)
18	篠崎 正一	中村地区社会福祉協議会(自治会)
19	篠崎 アヤ子	中村地区社会福祉協議会(民生委員)
20	森永 勝武	中村地区社会福祉協議会(民生委員)
21	野澤 弘美	二宮地区社会福祉協議会(自治会)
22	古久保 忠	二宮地区社会福祉協議会(自治会)
23	大福地 一二	二宮地区社会福祉協議会(民生委員)
24	宍戸 明	二宮地区社会福祉協議会(民生委員)
1	大石 剛史	アドバイザー (国際医療福祉大学)

(3) 真岡市地域福祉計画庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 真岡市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、基本となるべき事項について検討するため、真岡市地域福祉計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の素案を作成し、これを真岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成22年告示第47号)に規定する真岡市地域福祉計画策定委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は健康福祉部長をもって充て、委員には別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 市が策定する各計画との整合性を専門的に調査研究するため、委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、前項の規定による調査研究の結果を委員会に報告する。

3 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長には福祉課長、副部会長には福祉課高齢者福祉係長、部会員には別表第2に掲げる課にあって、計画に特に関係する所属の職員をもって充てる。

5 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

8 専門部会は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長、市民生活部長、産業環境部長、建設部長、教育次長、二宮コミュニティセンター長、企画課長、総務課長、情報システム課長、安全安心課長、健康増進課長、介護保険課長、児童家庭課長、福祉課長、三つ子の魂育成推進室長、商工観光課長、農政課長、建設課長、学校教育課長、生涯学習課長

別表第2（第6条関係）

企画課、総務課、情報システム課、安全安心課、健康増進課、介護保険課、児童家庭課、福祉課、三つ子の魂育成推進室、商工観光課、農政課、建設課、学校教育課、生涯学習課

3 住民懇談会参加者名簿

地区	氏名	推薦団体
真岡地区	石坂博	真岡地区区長会
	舘野博	〃
	柳田耕太	真岡東部地区民生委員児童委員協議会
	沖村榮	真岡西部地区民生委員児童委員協議会
	蓬田武夫	真岡地区老人クラブ連合会
	櫻井和夫	〃
	古橋政俊	真岡地区PTA連絡会
	増山邦夫	〃
	廣瀬昭平	真岡市身体障害者福祉会
	日下田則子	真岡市精神障害者家族会
山前地区	飯村太市	山前地区区長会
	細島昇	〃
	沖杉榮	山前地区民生委員児童委員協議会
	秋山トミ	〃
	橋本大太郎	山前地区老人クラブ連合会
	飯村勝子	〃
	亀倉浩行	山前地区PTA連絡協議会
	宮内努	〃
	布施茂任	真岡市身体障害者福祉会
	瀬尾タミイ	栃木県知的障害者育成会真岡支部
大内地区	大島一男	大内地区区長会
	若林洋喆	〃
	柳田正男	大内地区民生委員児童委員協議会
	大塚達人	〃
	野澤光夫	大内地区老人クラブ連合会
	大嶋壽子	〃
	武田洋次	大内地区PTA連絡協議会
	渡邊隆	〃
	大塚宏	真岡市身体障害者福祉会
	大塚三千代	栃木県知的障害者育成会真岡支部

地区	氏名	推薦団体
中村地区	伊澤秀男	中村地区区長会
	篠崎正一	〃
	森永勝武	中村地区民生委員児童委員協議会
	仙波孝子	〃
	永島基三	中村地区老人クラブ連合会
	仙波五郎	〃
	斎藤敏彦	中村地区小中学校連絡会
	阿久津亮	〃
	田中キミ	真岡市身体障害者福祉会
	荒川光子	栃木県知的障害者育成会真岡支部
二宮地区	平石皎	二宮地区区長会
	豊田辰夫	〃
	深谷弘	二宮地区民生委員児童委員協議会
	穴戸明	〃
	秋田豊	二宮地区老人クラブ連合会
	中西昭壽	〃
	秋田谷恒	二宮地区PTA連絡協議会
	野口吉弘	〃
	田口成一	真岡市身体障害者福祉会
石崎文子	真岡市精神障害者家族会	

真岡市地域福祉計画

真岡市地域福祉活動計画

平成 24 年 10 月発行

発行 真岡市・真岡市社会福祉協議会

編集 真岡市健康福祉部福祉課・真岡市社会福祉協議会

真岡市

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

TEL 0285-82-1111 (代表)

市ホームページ <http://www.city.moka.tochigi.jp/>

真岡市社会福祉協議会

〒321-4305 栃木県真岡市荒町 110 番地 1 真岡市総合福祉保健センター内

TEL 0285-82-8844

社会福祉協議会ホームページ <http://moka-shakyo.com/>

